

日本語教育関係施策等の 推進状況について

日本語教育推進会議
令和4年12月

<目次>

文化庁関係	p. 1
文部科学省関係	p.21
法務省関係	p.28
外務省関係	p.35
厚生労働省関係	p.43
経済産業省関係	p.49

文化庁関係資料

<日本語教育の内容・方法等の充実>

「日本語教育の参照枠」の策定

- ヨーロッパ言語共通参照枠（CEFR）を参考に我が国初の日本語教育の内容や方法・評価等に関する共通の指標（いわば物差し）、包括的な枠組みを策定（R3.10）（尺度A1～C2）
- 生活・就労・留学の分野別活用事例を含む教育現場で活用するための手引の作成（R4.2）
- 生活者としての外国人に対する日本語教育の内容をレベル・活動別に示した「生活Can do」の作成
- 分野別日本語教育モデルの開発（R4～）
- 令和3年度補正予算「ウィズコロナにおけるオンラインを活用した日本語教育のための実証事業」を参照枠に沿って実施

<日本語教育人材の養成・研修>

- 大学等の日本語教師養成課程の開設及び改定支援（R1～）
- 生活・就労・留学等分野別日本語教師育成のための現職者研修カリキュラムの開発
- 開発された優良研修プログラムの普及

<地域日本語教育の体制づくり>

- 都道府県・政令指定都市による日本語教育の環境を強化するための総合的な体制づくりを推進（令和4年度は48団体（約6割）を採択）（R1～）
- 日本語教育空白地域解消の推進
アドバイザー派遣。
- 日本語学習教材（ICT）の開発（17言語）・活用セミナー実施。（R1～）

<日本語教育の基盤整備・調査研究>

- 教材等の一元的な情報発信を行うポータルサイトの運用
- 日本語教育大会の開催
- 日本語教育に関する実態調査 など

<難民に対する日本語教育>

- 条約難民等、ウクライナ避難民への日本語教育支援

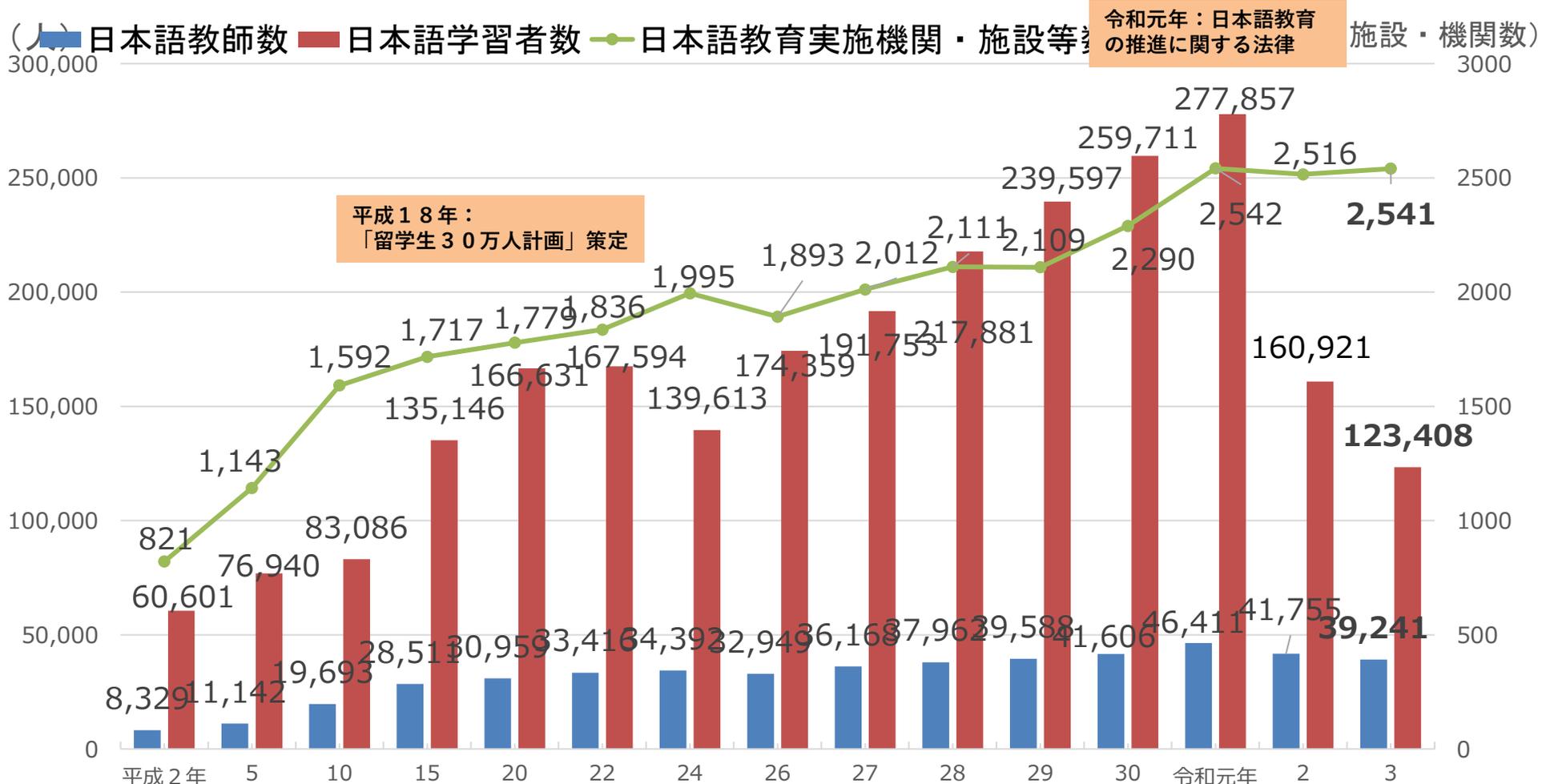
さらに、日本語教育の水準の維持向上のための新たな制度の法案を検討・準備

日本語教師の資格及び日本語教育機関の認定制度の創設

- 令和元年6月成立「日本語教育の推進に関する法律」を踏まえた法制化の検討
- 令和3年8月「日本語教育の推進のための仕組みについて（報告）」（調査研究協力者会議）
 - ① 日本語教師の資格取得にあたり、日本語教育能力を判定する試験合格や教育実習の履修・修了を求めること（国による資格化）
 - ② 日本語教育機関の質を確保するために必要な基準を定め、文部科学大臣が日本語教育の教育内容を評価・認定する仕組みなど

国内の日本語学習者数/教育機関・施設数/日本語教師等の推移

- 国内の日本語学習者数は令和元年時点で約28万人となり、過去最高。
- 新型コロナウイルス感染症に関する水際対策により、日本語学習者数は減少しているが、長期的には更なる増加が想定される。
- 日本語学習者、日本語教育実施機関数が増加傾向にある一方で（H22：16.8万→R1：27.8万）、日本語教師数は緩やかに増加（H22：3.3万→R1：4.6万人）



平成18年：
「留学生30万人計画」策定

令和元年：日本語教育の推進に関する法律

※ 出典：文化庁「国内の日本語教育の概要」（各年11月1日）

背景・課題

我が国の在留外国人は令和3年末で277万人。過去30年で約3倍に増加し、日本語学習者も令和元年で約27万人である。新型コロナウイルス感染症の影響の入国規制等で在留外国人数の伸びは鈍化したが、令和4年度から回復傾向にあることから、以後、外国人労働者や留学生数は拡大する見込み。

政府として、外国人等との共生社会の実現に向け、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」(令和4年度改訂)、「同ロードマップ(令和4年度)」や円滑なコミュニケーションができる環境を整備するための「日本語教育の推進に関する法律」、「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針(閣議決定)」を踏まえ、**日本語教育の環境整備を計画的に推進**。

- 1 日本語教育の全国展開・学習機会の確保が必要
- 2 日本語教育の質を維持向上させるための施策が必要

事業内容

1 確保 展開・学習機会の全国 日本語教育の全国	①外国人材の受入れ・共生のための地域日本語教育の推進(拡充) 685百万円(500百万円) ○ 令和元年以降、地域日本語教育の中核を担う都道府県等が、市町村や関係機関と連携し、教育環境を強化するための総合的な体制づくりを支援。 ○ 令和5年度は全体の8割(48→55(予定))、参照枠活用や日本語教育機関との連携等の取組に対し補助率加算。	②日本語教室空白地域解消の推進強化(拡充) 207百万円(132百万円) ○ 日本語教室空白地域の市区町村に対してアドバイザーを派遣し、日本語教室の開設・安定化に向けて支援。 ○ インターネットを活用した日本語学習教材(つなひろ)の開発・提供。「日本語教育の参照枠」動画コンテンツを追加、避難民向け言語を追加	③「生活者としての外国人」のための特定のニーズに対応した日本語教育事業 24百万円(24百万円) NPO法人、公益法人、大学等が行う、日本語教育の教育上の課題や都道府県域を越えた広域的活動に伴う課題等を解決するための先進的取組を支援。(外国人コミュニティの社会参加、難民コミュニティ支援 など)	条約難民等に対する日本語教育(拡充) 165百万円(55百万円) 条約難民及び第三国定住難民等に対する日本語教育を実施。 令和5年度は在アフガニスタン大使館職員等の難民認定による支援を含む。
	2 向上等 日本語教育の質の	①「日本語教育の参照枠」を活用した教育モデル開発等 25百万円(25百万円) 令和3年度に策定された「日本語教育の参照枠」の活用を促進するため、令和4年度に引き続き、生活・留学・就労等の分野での教育の内容・方法等のモデルや教材等を開発。	②日本語教師の養成及び現職日本語教師の研修事業(拡充) 310百万円(201百万円) 日本語教師の養成に必要な「日本語教育人材の養成・研修の在り方について(報告)改定版」(平成31年)及び新たな資格制度の検討状況を踏まえ、 ①現職日本語教師研修プログラム普及、 ②日本語教師養成・研修推進拠点整備、 ③日本語教師の学び直し・復帰促進アップデート研修を実施。	③資格の整備等による日本語教育の水準の維持向上(拡充) 231百万円(51百万円) 日本語教師の新たな資格制度及び日本語教育機関の水準の維持向上を図る認定制度に関する法案提出を視野に、 ①資格に係る試験システム導入及び試行試験の実施、 ②認定機関等に関する情報掲載のサイト構築・検証を行う。

アウトプット(活動目標) ・地域日本語教育の全国展開 ・日本語教育人材の質を高める取組の展開	アウトカム(成果目標) ・日本語学習者の増(日本語教育環境の整備)	インパクト(国民・社会への影響) ・外国人との共生社会の実現
---	---	--

外国人材の受入れ・共生のための 地域日本語教育推進事業

令和5年度要求・要望額
(前年度予算額)

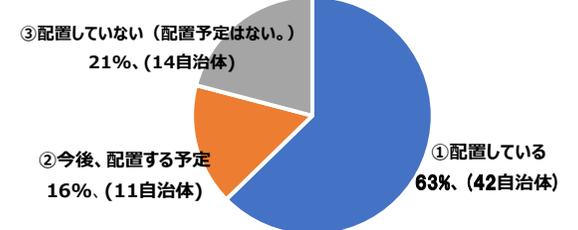
685百万円
500百万円)



背景・課題

- 令和元年に「日本語教育の推進に関する法律」が公布・施行、令和2年にはそれに基づく国の基本方針が閣議決定された。また、「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」では、日本語教育が重点事項として位置付けられている。
- 都道府県・政令指定都市対象の調査によるとコーディネーターの配置や日本語教育の機会提供が進む中、必要な専門人材（日本語教師、学習支援者）の不足や、学習者のニーズに対応した質の高い日本語教育の実施について課題がある。
- 文化審議会国語分科会では、令和3年度に「日本語教育の参照枠」を策定し、令和4年度中に「生活Can do」を公開予定。また、「地域における日本語教育の在り方について（報告）」を取りまとめ予定であり、これまでの課題を整理するとともに、地方公共団体等における日本語教育の方向性を示すこととなる。
- 日本語教育の水準の維持向上を図るための「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育施設の認定等に関する法律案（仮称）」について、早期法案提出を視野に検討中で、「生活」に関する教育課程を置く機関もその対象となる。

都道府県・政令指定都市におけるコーディネーターの配置状況



文化庁「都道府県・政令指定都市日本語教育担当者連絡会議」資料（令和4年1月）

事業内容

1. 地域日本語教育の総合的な体制づくり推進【補助】

対象：都道府県・政令指定都市 補助率：1/2【最大2/3（予定）】 要件件数：55件（昨年度47件）

（1）広域での総合的な体制づくり

- 日本語教育推進施策の協議を行う「総合調整会議」設置
 - 地域全体の日本語教育を総括する「総括コーディネーター」配置
 - 日本語教室への指導・助言を行う「地域日本語教育コーディネーター」設置
- 地域日本語教育コーディネーターの人数増要求【2人→3人】

（2）地域の日本語教育水準の向上

- 域内への普及・啓発のための先導的な日本語教育の実施
- 「生活」に関する教育課程を置く機関の設置または連携に向けた準備のため行う、以下のような日本語教育
 - 「日本語教育の参照枠」、「生活Can do」を参照した質の高い日本語教育
 - 「地域における日本語教育の在り方について（報告）」で示されるレベル・時間数に応じた体系的な日本語教育

（3）都道府県等を通じた市町村への支援【市町村向け間接補助分：特別交付税措置】

市町村が都道府県等の関係機関と連携して行う日本語教育、日本語教育に関連する取組等への支援

※(2)②を実施する団体に対する補助率加算【最大2/3（予定）】

2. 総合的な体制づくりの優良事例等の普及、連携強化【委託】

都道府県・政令指定都市日本語教育担当者連絡会議等の開催

アウトプット（活動目標）

- 地域日本語教育の環境を強化するため、総括コーディネーターの配置や総合調整会議の設置等を通じた日本語教育の促進
- 本事業の優良事例等の普及と連携強化の促進（情報交換の機会の提供）

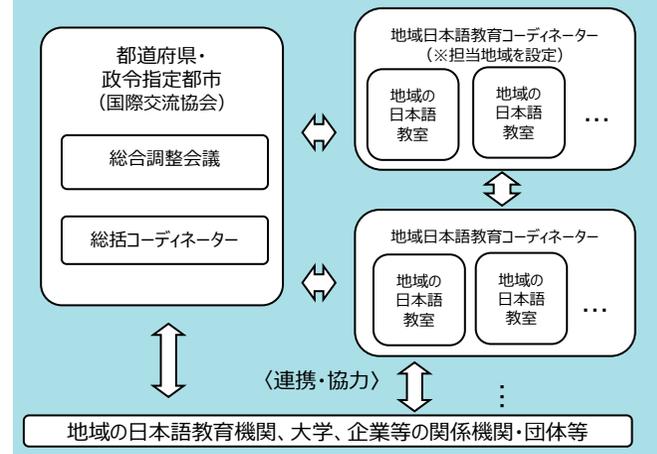
アウトカム（成果目標）

国内に居住する外国人の日常生活に必要とされる日本語能力が向上し、円滑な社会生活を送ることができるようになること。
（日本語を学習した外国人に対してアンケートを実施し、社会生活の変化を測定）

インパクト（国民・社会への影響）

- 外国人が、生活に必要な日本語能力を習得し、円滑な意思疎通が図れるよう支援することで、社会包摂につながる
- 日本人が、日本語教育の活動に参加することを通じ、多様な文化への理解が深まり、共生社会の実現につながる
- 日本語教室が、外国人にとって、日本語学習のみならず地域での生活を知る場、地域社会との接点、セーフティーネットとして機能する

▼ 地域日本語教育の環境強化のための総合的な体制づくり



令和4年度 地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業 採択団体所在地

第1次募集

合計48団体

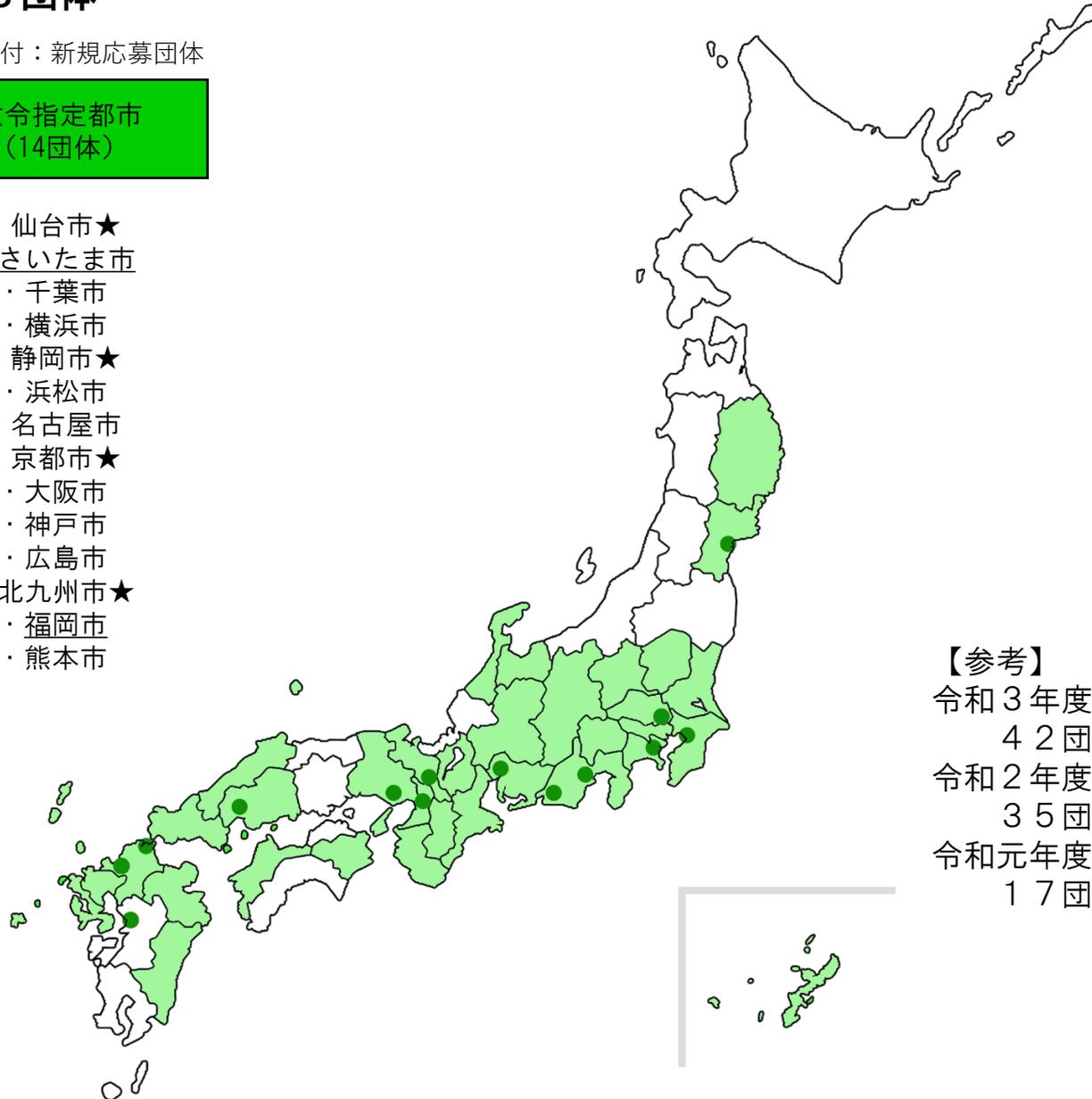
★：地域国際化協会が応募 下線付：新規応募団体

都道府県
(34団体)

政令指定都市
(14団体)

- ・岩手県
- ・宮城県
- ・茨城県
- ・栃木県
- ・群馬県
- ・埼玉県
- ・千葉県
- ・東京都
- ・神奈川県
- ・富山県
- ・石川県
- ・山梨県
- ・長野県
- ・岐阜県
- ・静岡県
- ・愛知県
- ・三重県
- ・滋賀県
- ・京都府
- ・大阪府
- ・兵庫県★
- ・奈良県
- ・和歌山県
- ・島根県
- ・広島県
- ・山口県
- ・徳島県
- ・愛媛県
- ・福岡県
- ・佐賀県
- ・長崎県
- ・大分県
- ・宮崎県
- ・沖縄県★

- ・仙台市★
- ・さいたま市
- ・千葉市
- ・横浜市
- ・静岡市★
- ・浜松市
- ・名古屋市
- ・京都市★
- ・大阪市
- ・神戸市
- ・広島市
- ・北九州市★
- ・福岡市
- ・熊本市



【参考】
 令和3年度 実施団体
 42団体
 令和2年度 実施団体
 35団体
 令和元年度 実施団体
 17団体

「生活者としての外国人」のための日本語教室 空白地域解消推進事業

令和5年度要求額
(前年度予算額)

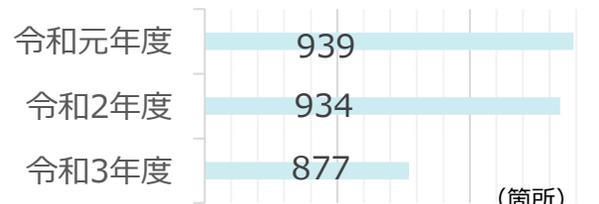
207百万円
132百万円)



背景・課題

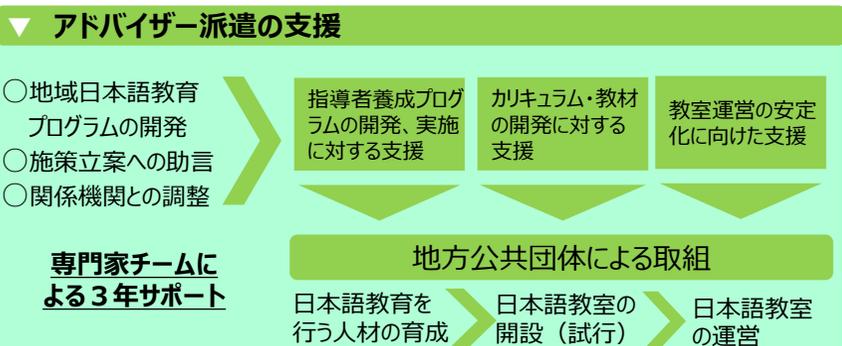
日本語教室が開催されていない市区町村（以下、空白地域）は877である（令和3年11月現在）。その地域に在住する外国人数は178,403人となっており、こうした外国人には日本語学習機会が十分に行き届いていない。そのため、空白地域を対象とする日本語教室の立ち上げと、遠隔による日本語教育の機会提供（ICT教材の開発提供）を中心とした支援を行うことにより、空白地域に在住する外国人に日本語学習機会を提供する必要がある。

日本語教室がない地方公共団体の数の推移
(出典) 文化庁日本語教育実態調査



事業内容

1 地域日本語教育スタートアッププログラム



▼ **日本語教室の開設・安定化に向けた支援**

コーディネーター、日本語教室の日本語教師、日本語教室運営のための人材養成、教材作成等に係る経費を支援

《令和5年度要求件数》 30件（前年度： 30件）

2 ICT教材の開発・提供 拡充

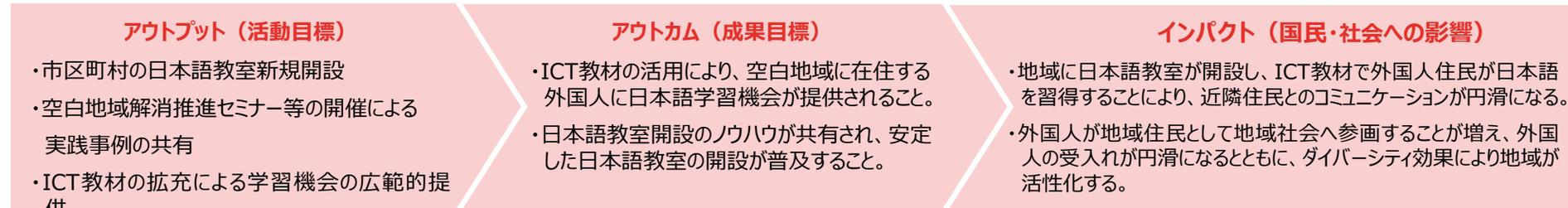


- ▼ **日本語学習サイト「つながるひろがる にほんごでのくらし」(通称：つなひろ)**
- 3レベルの動画教材（33シーン、約150動画）
 - 対応言語 17言語（令和4年度末）
- 日本語、英語、中国語（簡体字）、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語、インドネシア語、フィリピン語、ネパール語、クメール語、韓国語、ミャンマー語、モンゴル語、タイ語、中国語（繁体字）、ウクライナ語、ロシア語

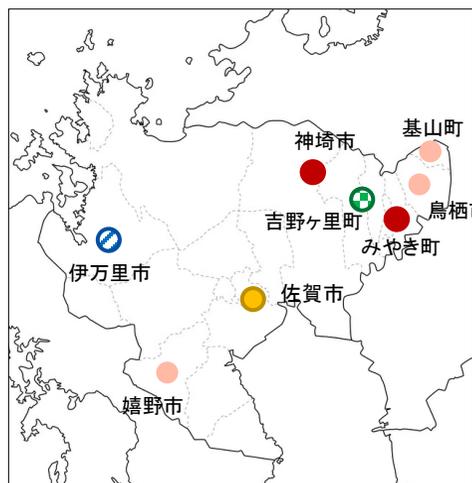
・令和5年度は、地域に在住する外国人が自立した言語使用者として生活していく上で必要となる日本語能力を身に付けられるよう、「日本語教育の参照枠」に基づく「生活Can do」を踏まえて、生活場面の動画コンテンツを追加し、日本語学習教材の充実を図るとともに、新たに4言語を追加予定。

3 空白地域解消推進セミナー／日本語教室開設に向けた研究協議会

- ・日本語教室の開設に向けて取り組んでいる市町村を対象としたセミナーの開催
- ・域内市町村において、空白地域が多いあるいはスタートアッププログラムの活用実績が少ない都道府県を対象とする、地域に即した空白地域の解消方法を検討・協議するための研究協議会の開催



令和4年度 地域日本語教育 スタートアッププログラム 実施団体マップ



佐賀県拡大図



全20団体

- : 4年目(4団体)
- : 3年目(4団体)
- : 2年目(7団体)
- : 1年目(5団体)
- : 過去活用団体



ウクライナ語を含む2言語版を作成・公開（6月30日）

概要
日本語教室がない空白地域に暮らし、日本語学習機会がない外国人が**独学**で習得できる**日本語学習コンテンツ**を開発・公開
(開発・運営：文化庁、委託：凸版印刷株式会社)

内容
・生活場面の動画中心、字幕表示、文法確認、表現・語彙の確認、生活に必要な情報等を掲載した学習サイト（R3：約170万アクセス）
・活用方法等のセミナーの開催（R3：約2,000人参加登録）

対応言語 全16言語
日本語、英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語
インドネシア語、フィリピン語、ネパール語、クメール（カンボジア）語
韓国語、ミャンマー語、モンゴル語、タイ語
ウクライナ語、ロシア語

令和4年度今後追加：中国語（繁体字）

使い方ガイドブック等の作成
活用促進のため、広報ツールを作成・公開
・使い方ガイドブック
・パンフレット
・ポスター
・広報用動画



「生活者としての外国人」のための特定のニーズに対応した日本語教育事業（地域日本語教育実践プログラム）

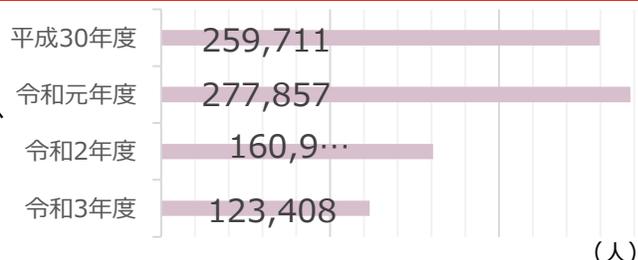
令和5年度要求額
(前年度予算額)

24百万円
24百万円)



背景・課題

文化庁が実施した都道府県・政令指定都市に対する調査結果（※）によれば、約6割の団体より、在住外国人等の出身国や地域ごとの背景、「子育て・教育」「就労」等の特定のライフステージによる、特定の課題に対する学習ニーズ（以下、特定のニーズ）が指摘されている。これらのニーズは特定の地域に限らず、全国の地方公共団体が学習ニーズとして挙げており、広域で共通して挙げられる「特定のニーズ」に応じた日本語教育の在り方を検討することが求められる。また、同時に専門性を有する日本語教育人材（地域日本語教育コーディネーター、日本語教師等）の不足についても8割を超える都道府県・政令指定都市により指摘されており、専門性が必要な「特定のニーズ」に対する解決方法の検討が難しい状況にある。



※「令和3年度各地域における日本語教育に関する取組について(回答一覧)」(R3年度都道府県・政令指定都市日本語教育担当者会議)

国内の日本語学習者数：(出典)文化庁日本語教育実態調査(令和3年度)

事業内容

NPO法人、公益法人、大学等が行う地域における日本語教育で共通する特定のニーズや課題解決のための先進的な取組の創出を支援。

▼ 想定される取組例

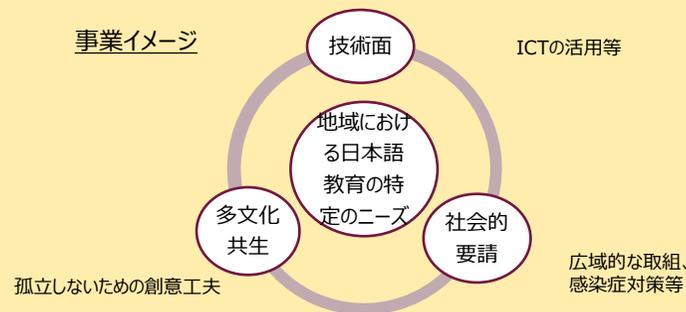
● **読み書きに重点を置いた文字学習中心の日本語教育の取組**
例: 会話はできて読み書きができない外国人への効果的な日本語学習のために、従来の会話中心の指導方法から文字学習中心の指導方法を実践する取組への支援

● **可視化されにくい外国人コミュニティの社会参加に向けた日本語教育の取組**
例: 自治体による把握、フォローが難しく、可視化されにくい傾向にある外国人コミュニティが地域社会で孤立しないよう、地域住民と対話による日本語教育の取組への支援

◀「令和5年度要求件数」件数：10件（前年度：10件）

▼ 地域日本語教育における先進的取組の実践を支援

先進的な取組の支援を通じて、外国人の日本での生活に必要な日本語習得、円滑な社会生活の促進、特定のニーズに対応する日本語教育の推進を図る。



アウトプット（活動目標）

- ・「生活者としての外国人」に対する日本語教育に共通する特定のニーズに応じた先進的な日本語教育の在り方の検討。
- ・取組の成果の発信や普及及び地域住民の日本語教育への理解の促進。

アウトカム（成果目標）

- 「生活者としての外国人」が日本語を用いて、
- ①健康かつ安全に生活を送ることができるようになること。
 - ②相互理解を図り、社会の一員として生活を送ることができるようになること。

インパクト（国民・社会への影響）

- ・言語・文化の相互尊重を前提としながら、「生活者としての外国人」が日本語で意思疎通を図り生活できるようになることで、地域住民・外国人住民双方における多文化共生社会の創生に寄与する。
- ・「生活者としての外国人」が自立した言語使用者として生活を送ることで、地域社会への参画を容易にし、社会包摂推進の一助となる。

背景・課題

外国人の日本語学習者が増加し多様化する中、日本語教育の水準を向上するためには、日本語教育人材の資質・能力の向上が不可欠。

文化審議会国語分科会の「日本語教育人材の養成・研修の在り方について(報告)」(改定版・平成31年3月)において、多様な分野に対応する日本語教師等に求められる資質・能力、教育内容及びモデルカリキュラムが提言された。これを踏まえ、日本語教育人材の養成・研修の「教育内容等」の普及を図るため、養成・研修の現場で活用可能となる実践的なカリキュラムの開発事業を開始し、令和2年度から優良モデルを活用した研修を実施。日本語教師の新たな資格制度の創設を踏まえ、日本語教師の養成・研修を担う高度な専門人材の育成や、潜在的な日本語教師復帰に資する取組を時限的に実施。

- ◎外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策 (令和3年6月に外国人材の受入れ・共生のための関係閣僚会議で改訂)
- ◎日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針 (令和2年6月閣議決定)

(日本語教師の養成・研修実施機関・施設等数の推移)



事業内容

(1) 日本語教師養成・研修推進拠点整備事業 80百万円(新規)

- 目的：日本語教師養成・研修を担う高度な専門人材の育成、地域のニーズに応じた養成研修を行う研修人材育成の拠点を整備する。
- 内容：日本語教師養成や研修の担い手の育成プログラムの開発及び研修の実施、大学等を拠点としたネットワークを構築。
- 対象機関：大学・大学院等専門機関
- 件数・単価：8箇所×約1,000万円
(令和5年度は全国8ブロック8箇所を予定)

※「日本語教師養成・研修カリキュラム開発事業」(令和元年～令和4年実施)を終了し、新たに実施(15百万円)



(2) 現職日本語教師研修プログラム普及事業 170百万円(174百万円)

- 目的：日本語教師が不足している下記①～⑨の研修を専門にて実施、多様な活動分野における日本語教師の育成を促進。
- 内容：審議会報告に基づき開発された優良研修モデルを全国6ブロックで実施する。(令和2～10年予定)

【初任日本語教師研修】

- ①生活者としての外国人、②留学生、③就労者、④児童生徒、⑤難民等、⑥海外

【中堅以上コーディネーター研修】

- ⑦中堅日本語教師(3～10年目)、⑧主任日本語教師、⑨地域日本語教育コーディネーター

※⑩日本語学習支援者研修はR4で終了、地域日本語教育支援で対応

- 実施機関：日本語教師養成専門機関



(3) 日本語教師の学び直し・復帰促進アップデート研修事業 60百万円(新規)

- 目的：日本語教師の新たな資格制度の創設を踏まえ、過去の養成カリキュラムを終了している「潜在的な」日本語教師の復帰を促進。
- 内容：今後需要が高まる日本語教師不足の解消や現職日本語教師の学びの継続からも、新たな制度創設時期の経過措置の研修を実施。多くの「潜在的な」日本語教師の参加を促すため、オンデマンド研修を令和5年度から法施行後4年まで実施。

- 件数・単価：2箇所×約3,000万円
(令和5年から開発に着手し法施行後4年間実施予定)

- 実施機関：日本語教育オンデマンド教材開発専門機関

※「日本語教師養成・研修カリキュラム開発事業」(15百万円)(令和元年～令和4年実施)を終了し、新たに実施



アウトプット(活動目標)

- ・現職日本語教師の研修事業の全国展開
- ・潜在日本語教師の復帰促進
- ・日本語教師養成研修担当人材の育成強化

アウトカム(成果目標)

- ・優良な養成・研修の全国的な普及
- ・日本語教師の増加及び各分野における活躍
- ・域内の日本語教育ネットワーク拠点

インパクト(国民・社会への影響)

- ・日本語教育の質の向上
- ・外国人との共生社会の実現に寄与
- ・日本語教育の持続可能な推進

資格の整備等による日本語教育の水準の維持向上

令和5年度要求額（案）
（前年度予算額）

231百万円
51百万円

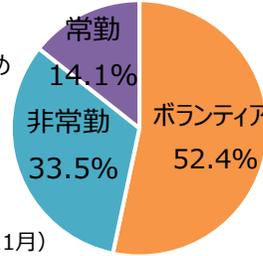


背景・課題

在留外国人等が増加する一方、日本語学習ニーズの多様化・高度化に対応する人材が不十分であり、日本語教育機関で勤務する日本語教師が適切な指導を行える専門的な知識及び技能を有していることを保証する仕組みが必要。

日本語教育の水準の維持向上のため、日本語教育機関の認定制度及び日本語教師の新たな資格制度の検討を進めている。制度創設を見据え、令和5年度は、認定を受けた日本語教育機関の情報掲載サイトや日本語教師の資格試験システムの導入といった、新たな制度を確実に実行するための環境整備を進める。

国内の日本語教育
人材のうち、約5割を
ボランティアによる者が占め
非常勤による者が3割、
常勤による者は1割強。



文化庁「国内の日本語教育の概要」（令和2年11月）

成長戦略フォローアップ （令和4年6月7日）抜粋 ii）高度外国人材の受入促進

・日本語教師の能力等を証明する新たな資格や日本語教育機関の水準の維持・向上を図るための仕組みについて、早期に法案の提出を行う。

事業内容

日本語教師試験等の運用のための環境整備

要求額（案）：200百万円

日本語教師の新たな資格試験を実施するため、試験システムの構築・導入を図り、試験システムの検証や問題開発等を目的とした試行試験を令和5年度から令和6年度にかけて計2回実施し、本試験の運用を確実にを行うための環境整備を行う。

①試験システムの導入事業

試験実施に係る受験者受付、受験証発行、採点、合格証交付等、工程の簡略化及び確実な試験実施のため、必要最低限の試験システムを構築・導入し、試験事務業務のデジタル化を図る。
（事業期間：令和5年度）

②試行試験実施事業

①で導入・構築した試験システムを用いて、試行試験を実施し、試験問題の開発・分析・改善、試験システムの改修等、本試験の運用に向けた業務の改善等を行う。
（事業期間：令和5・6年度）

日本語教育機関の認定制度等の運用のための環境整備

要求額（案）：31百万円

新たに整備する日本語教育機関の認定制度においては、認定を受けた日本語教育機関に関する情報を、国が多言語で公表することとなり、制度運用のために必要な情報掲載サイトの構築・検証を行う。本サイトにおいては、申請者及び審査者の負担軽減のため、申請受付システムの機能を設けて、日本語教育機関の認定、登録日本語教員の登録、指定養成機関の指定の申請・審査に活用し、それぞれの申請情報を連携して確実な審査を実施し、効率的に情報掲載できるようにする。本事業においては、サイトの構築及び試行運用を行う。（事業期間：令和5・6年度）

令和5年度試行試験（案）

- 対象者：全国で5,000名程度
- 会場：全国7か所程度
- 全国各地で試行試験を行うことで、少ない回数で精度の高い試行検証を実施し、特定の地域だけでなく、全国へ試験制度・内容の周知を図る

【参考】日本語教師数：約4万人
（文化庁「令和2年度日本語教育実態調査」より）

アウトプット（活動目標）

- ・必要な環境の整備
- ・資格を取得した日本語教師を配置する日本語教育機関の増加

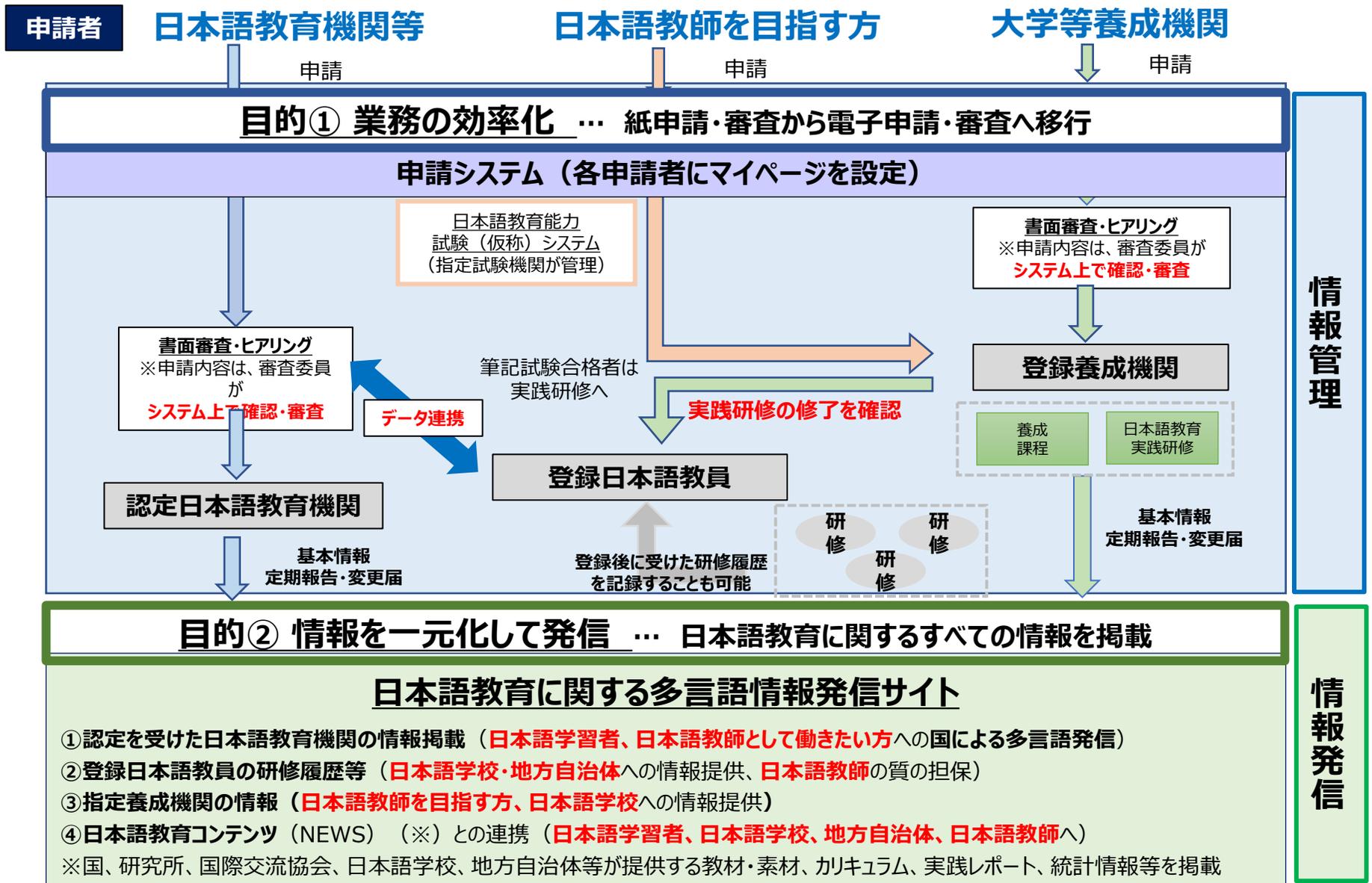
アウトカム（成果目標）

- ・日本語教師の量的・質的向上を図り、多様化・高度化する学習ニーズに対応
- ・日本語学習者の増加及び日本語に困難を抱える在留外国人の減少

インパクト（国民・社会への影響）

在留外国人等の日本における円滑な社会包摂の実現

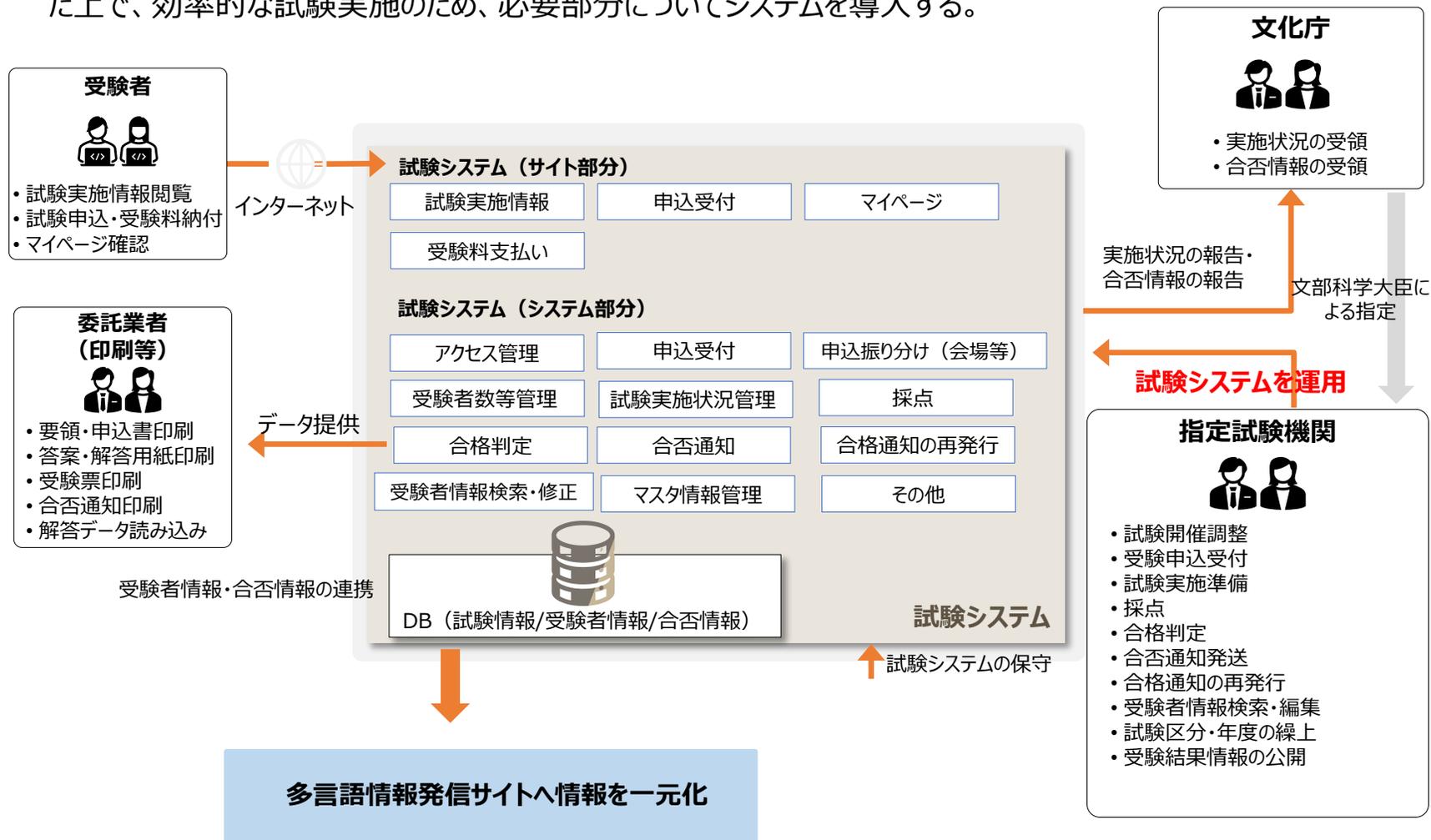
I 日本語教育に関する多言語情報発信サイト イメージ（案）



すべての日本語教育関係者のためのサイトへ (関係省庁・関係機関等のサイトにも掲載・情報発信予定)

II 日本語教師の資格試験システム イメージ（案）

試験実施業務のうち、日本語教育能力資格の試験運営に係る試験開催準備～試験申込・受付～試験の開催運営～合否判定・通知までを対象に、試験実施に必要な業務フロー、実施体制等を整理した上で、効率的な試験実施のため、必要部分についてシステムを導入する。



「日本語教育の参照枠」を活用した教育モデル開発事業

令和5年度要求額 250万円
(前年度予算額 250万円)



背景・課題

在留外国人の増加及び在留資格や背景の多様化を受けて、求められる日本語教育の内容も多様化している。しかし、日本語教育の内容やレベル・評価の指標となる共通の基盤がないため、教育機関や試験団体は独自の指標や基準で教育・評価を実施しており、国内外の教育機関の連携が図りにくくなっており、在留資格や進学・就職の要件として日本語能力を示す上でも課題となっている。

令和3年10月に文化審議会国語分科会が日本語の習得段階に応じて求められる日本語教育の内容及び方法・評価等に関する共通の指標として「日本語教育の参照枠」(いわば物差し)を策定したことから、これを活用した日本語教育モデルの開発が必要である。

「日本語教育の参照枠」とは

欧州評議会によって20年以上にわたる研究と検証の末に開発され2001年に公開されたヨーロッパ言語共通参照枠(CEFR: Common European Framework of Reference For Language)を参考に、外国人等が適切な日本語教育を継続的に受けられるようにするため、日本語教育に関わる全ての者が参照できる日本語学習、教授、評価のための枠組み。

C2	熟達した言語使用者
C1	
B2	自立した言語使用者
B1	
A2	基礎段階の言語使用者
A1	

事業内容

「日本語教育の参照枠」に対応した教育モデル開発事業

➢ 「生活」「就労」「留学」等の類型の教育モデルを開発

参照枠に示された日本語教育の内容(言語能力記述文: Can doという。)やレベル尺度(A1~C2の6段階)等に対応した教育モデルを開発する。日本語教育プログラムの開発実績を有する専門機関等が**生活・留学・就労等の各分野のモデルとなるカリキュラム及び教材・評価手法等を開発**することにより、多様な学習目的に応じた教育内容と評価方法を整備し、日本語教育の水準の向上を図る。(事業期間: 令和4~7年度)

※外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(令和4年6月改訂)

※日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針(令和2年6月)

1. 参照枠を活用した教育モデルの開発

※10年以上の実績を有する日本語教育機関を対象とする

- 事業運営委員会の設置・運営
- 参照枠に基づくカリキュラム開発・試行①②
- 評価手法・教材等の開発③④
- 教師研修カリキュラムの開発⑤



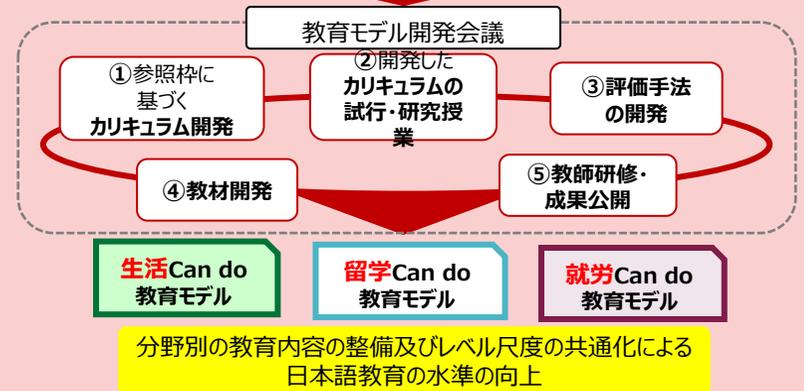
2. 開発した教育モデルの分野所管行政機関による活用を促進

- 1で開発した教育・研修モデルによる研修及び成果報告会の実施により、成果を広く普及⑤
- 授業研究のための公開授業⑤



「日本語教育の参照枠」に対応した教育モデル開発事業

- (1) 地方公共団体が実施する**生活**のための日本語教育機関
- (2) **留学生**を対象とした日本語教育機関
- (3) **就労**のための日本語教育実施機関 など



アウトプット (活動目標)

- ① 共通の指標に基づく教育カリキュラムの開発
- ② 教育実践活動のモデルの構築
- ③ 教育内容に応じた評価手法の開発
- ④ 公開授業・教師研修の開発
- ⑤ 分野別日本語教育の連携モデルの開発

アウトカム (成果目標)

- ① 共通の指標に基づく教育カリキュラムの質の向上
- ② 教育実践活動のモデル構築による授業改善
- ③ 教育内容に応じた評価手法の改善
- ④ 公開授業・教師研修による教育の質の向上
- ⑤ 分野別日本語教育の連携

インパクト (国民・社会への影響)

- 国内外・分野別日本語教育機関間の教育の連携による日本語教育の推進
- 我が国のコミュニケーションの基盤としての日本語教育の質の向上
- 共生社会の実現に寄与

(参考) 「日本語教育の参照枠」等に関する検討の概要

「日本語教育の参照枠」とは

CEFR（ヨーロッパ言語共通参照枠）*を参考に、日本語の習得段階に応じて求められる日本語教育の内容・方法を明らかにし、外国人等が適切な日本語教育を継続的に受けられるようにするため、日本語教育に関わる全ての者が参照できる日本語学習、教授、評価のための枠組み。文化審議会国語分科会日本語教育小委員会で令和元年から検討を開始し、国民の意見募集を経て、令和2年11月に一次報告、令和3年3月に二次報告を取りまとめた。令和3年度最終報告を取りまとめるとともに、活用のための手引き等や「生活Can do」を作成予定。

* CEFRとは

ヨーロッパ言語共通参照枠（CEFR: Common European Framework of Reference for Languages）は、欧州評議会によって20年以上にわたる研究と検証の末に開発され2001年に公開された。現在では40もの言語で翻訳されている。また、CEFRは言語資格を承認する根拠にもなるため、国境や言語の枠を越えて、教育や就労の流動性を促進することにも役立っている。

「日本語教育の参照枠」

全体的な尺度（抜粋）

日本語能力の熟達度について6レベルで示したもの

5つの言語活動

（言語活動別の熟達度を示す）

聞くこと

読むこと

話すこと
（やりとり）

話すこと
（発表）

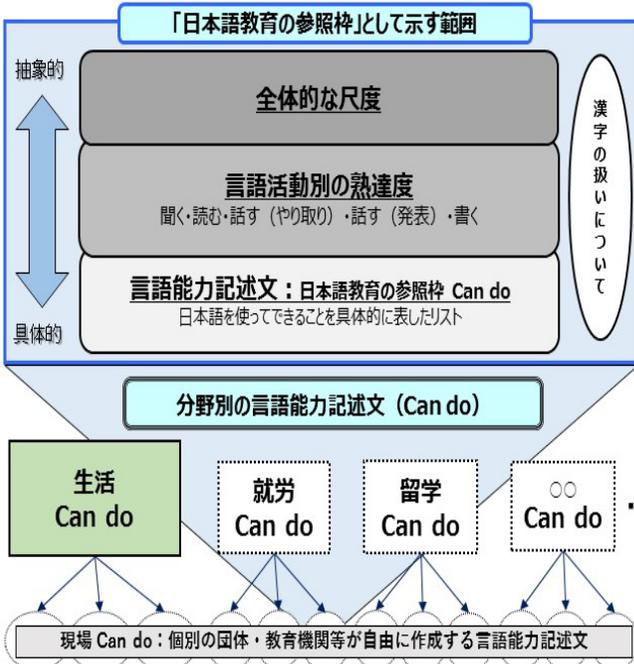
書くこと

期待される効果

- 国内外共通の指標・包括的な枠組みが示されたことにより**国や教育機関を移動しても継続して適切な日本語教育を受けることができる。**
- 生活・就労・留学等の分野別の能力記述文（Can do）が開発され、**生活者・就労者・留学生等に対する具体的なかつ効果的な教育・評価が可能になる。**
- 日本語能力が求められる様々な分野で**共通の指標に基づく評価が可能となり、試験間の通用性が高まる。**
- 適切な日本語能力判定の在り方が示されたことにより**試験の質の向上**が図られる。

国内外における日本語教育の質の向上を通して、**共生社会の実現に寄与する。**

1. 「日本語教育の参照枠」の全体像



熟達した言語使用者	自立した言語使用者	基礎段階の言語使用者
C2	B2	A2
C1	B1	A1

漢字の扱いについて

聞いたり、読んだりしたほぼ全てのものを容易に理解することができる。自然に、流ちょうかつ正確に自己表現ができ、非常に複雑な状況でも細かい意味の違い、区別を表現できる。

いろいろな種類の高度な内容のかなり長いテキストを理解することができ、含意を把握できる。言葉を探しているという印象を与えずに、流ちょうに、また自然に自己表現ができる。社会的、学問的、職業上の目的に応じた、柔軟な、しかも効果的な言葉遣いができる。

自分の専門分野の技術的な議論も含めて、具体的な話題でも抽象的な話題でも複雑なテキストの主要な内容を理解できる。お互いに緊張しないで熟達した日本語話者とやり取りができるくらい流ちょうかつ自然である。

仕事、学校、娯楽でふだん出合うような身近な話題について、共通語による話し方であれば、主要点を理解できる。身近で個人的にも関心のある話題について、単純な方法で結び付けられた、脈絡のあるテキストを作ることができる。

ごく基本的な個人情報や家族情報、買い物、近所、仕事など、直接的関係がある領域に関する、よく使われる文や表現が理解できる。簡単に日常的な範囲なら、身近で日常の事柄についての情報交換に応じることができる。

具体的な欲求を満足させるための、よく使われる日常的表現と基本的な言い回しは理解し、用いることもできる。もし、相手がゆっくり、はっきりと話して、助け船を出してくれるなら簡単なやり取りをすることができる。

*各レベルについての説明は、CEFR日本語版（追補版）の訳文を基にし、CEFR補遺版を参考に一部修正を加えた。

2. 日本語能力評価について

- 「日本語教育の参照枠」における言語教育観に基づく評価の理念
 - ①生涯にわたる自律的な学習の促進
 - ②学習の目的に応じた多様な評価手法の提示と活用促進
 - ③評価基準と評価手法の透明性の確保
- 「日本語教育の参照枠」における日本語能力観と評価の考え方（事例）
- 日本語能力の判定試験と「日本語教育の参照枠」の対応関係を示す方法
- 社会的ニーズに応える適切な日本語能力判定の在り方について



概要

国内外の日本語学習者を対象とし、ウェブ上のシステムで表示されるCan doがどの程度できるかを答えていくことで、日本語能力を簡易に判定し、その結果を日本語学習の目標設定に役立て、自律的な学習を促すことを目的とした自己評価ツール。

内容

「日本語教育の参照枠」の6レベル（A1～C2）、5言語活動（聞く、読む、話す（やり取り・発表）、書く）で、レベルごとに示されるCan doについて、日本語学習者が、「1.できない」、「2.あまりできない」、「3.難しいがなんとかできる」、「4.できる」の四段階で回答していくことで日本語能力の自己評価を行う。

対応言語

日本語を含む全14言語に対応

中国語、英語、フィリピン語、インドネシア語、クメール語、韓国語、モンゴル語、ミャンマー語、ネパール語、ポルトガル語、スペイン語、タイ語、ベトナム語、日本語（ルビ付き）

(1) トップ画面

日本語能力自己評価ツール

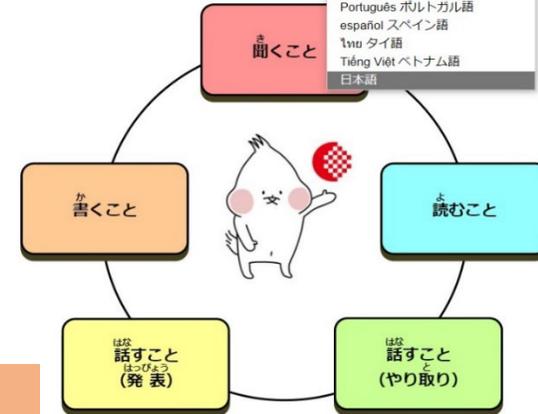
にほんご チェック！

いま、日本語でどんなことができるかチェックしてみよう

チェック！する前に

LANGUAGE

- 日本語
- 簡体字 中国語 (簡体字)
- English 英語
- Filipino フィリピン語
- Indonesia インドネシア語
- ខ្មែរ ក្រមួល 語
- 한국어 韓国語
- Mongolian モンゴル語
- မြန်မာစာ ภาษာ 米 言 語
- नेपाली नेपाल 語
- Portuguese ポルトガル語
- español スペイン語
- ไทย タイ 語
- Tiếng Việt ベトナム 語
- 日本語



(2) 自己評価画面 (例)

はな と 話すこと (やり取り)

にほんご 日本語でできますか？

Can do	できる	難しいが、なんとかできる	あまりできない	できない
時々繰り返しや言い換えを求められることが許されるなら、自分に向けられた、身近な事柄について、はっきりとした、共通語での話はたいがい理解できる。	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
興味のある話題の日常的なことから短い会話に参加できる。	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
何をしたいか、どこへ行くのかを話して、会う約束をすることができます。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>
日用品やサービスを求めたり、提供したりできる。	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
娯楽や過去の活動について質問をし、答えることができる。	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

(3) 判定結果画面 (例)

はな と 話すこと (やり取り)

あなたの力はA2です。

A2レベルでは、こんなことができます。

たんじゅん にちじょう しごと なか じょうほう ちよくせつ
単 純な日 常の仕事の中で、情 報の直 接のや
と ひつよう みぢか わだい かつどう
り取りが必 要ならば、身 近な話題や活 動につい
はなしあ
て話 合いができる。
つうじょう かいわ つづ りかいりよく
通 常は会話を続 けてい だけの理 解力はないの
みぢか しゃごうてき と
だが、短 い社 交的なやり取りをす ることはでき
る。



背景・課題

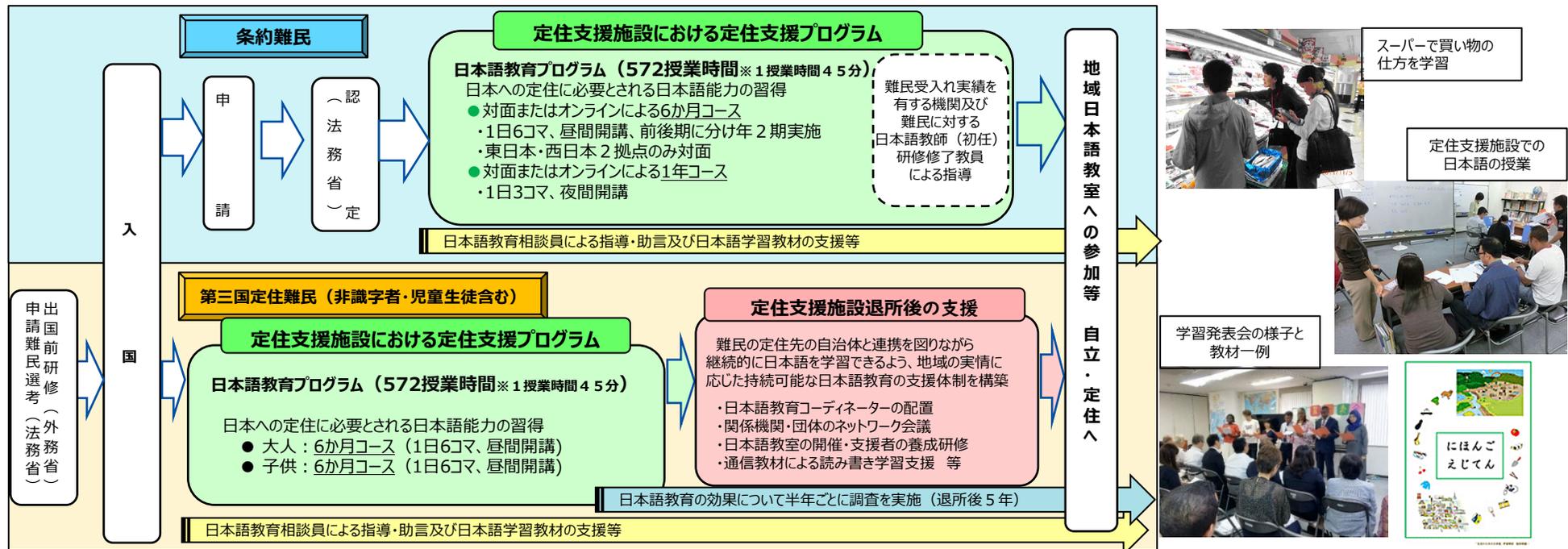
条約難民（※1）については、「難民対策について（平成14年閣議了解）」及び「条約難民に対する定住支援策及び難民認定申請者への支援に関する当面の具体的措置等について」（同年月日難民対策連絡調整会議決定）に基づき、平成18年から難民認定者に対する日本語教育支援を（年約30名）実施。⇒ 在アフガニスタン大使館職員等を追加支援

第三国定住難民（※2）については、平成22年度からタイ・マレーシア国内において一時的に庇護等されているミャンマー難民の受け入れを行い、定住支援策として日本語教育支援を実施。平成25年度からは定住支援施設退所後の支援を開始。また、令和2年度以降から、対象・人数を拡充し、アジア地域から**年2回60名の受け入れ**を行う方針。新型コロナウイルス感染症による入国制限の緩和により、令和5年度は方針通り、年2回60名の受け入れを行う予定。（「第三国定住による難民の受け入れの実施について（令和元年閣議了解）」及び「第三国定住による難民の受け入れに関する具体的措置について（同年月日難民対策連絡調整会議決定一部改正）」

（※1）**条約難民**・・・「難民の地位に関する条約」に定義された難民の条件に該当し、「出入国管理及び難民認定法」によって認定された者。

（※2）**第三国定住難民**・・・難民キャンプ等で一時的な庇護を受けた難民を第三国定住により難民として受け入れる者。

事業内容



アウトプット（活動目標）

- ・ 難民等に対する「自立した言語使用者」
- ・ B1相当までの日本語教育による自立支援

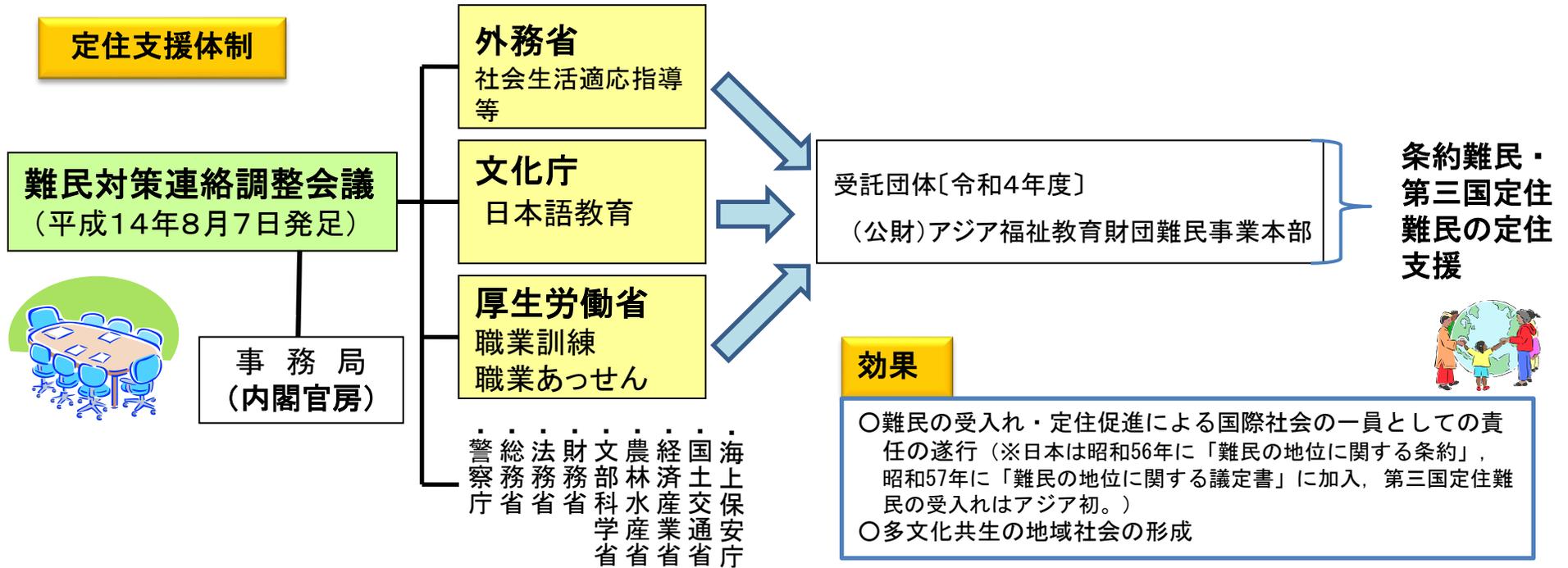
アウトカム（成果目標）

- ・ 難民等の自立・定住の促進
- ・ 定住先自治体の負担軽減

インパクト（国民・社会への影響）

- ・ 外国人共生社会の実現に寄与

1. 政府の難民に対する定住支援体制



<p>条約難民</p>	<p>「難民の地位に関する条約」(昭和56年条約第21号)に定義された難民の要件(※)に該当し、「出入国管理及び難民認定法」(昭和26年政令第319号)によって認定された者。</p> <p>(※)人種、宗教、国籍若しくは特定の社会的集団の構成員であること又は政治的意見を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するために、国籍国の外にいる者であつて、その国籍国の保護を受けることができないもの又はそのような恐怖を有するためにその国籍国の保護を受けることを望まないもの。</p>
<p>第三国定住難民</p>	<p>難民キャンプ等で一時的な庇護を受けた難民を、当初庇護を求めた国から新たに受入れに合意した第三国に移動させることを第三国定住による難民の受入れと言ひ、これにより受入れる者。自発的帰還及び第一次庇護国への定住と並ぶ難民問題の恒久的解決策の一つとして位置付けられている。</p> <p>(他に、米国、オーストラリア、カナダ、スウェーデン、ノルウェー等が受入れを行っている。)</p>

目的

初めて日本語を学ぶ避難民の方々に対し、当面、①一時滞在施設において日本語教室、②地方自治体における日本語教育支援（地域日本語教室等）、③オンライン日本語教材の作成・公開を実施。また、地方自治体が日本語教育の支援を提供することが困難な避難民に対しては、④セーフティーネットとしての日本語教育支援も含めた総合的な支援を行う。

事業

(1) 一時滞在施設における日本語教室(入管庁予備費)

- 1日4時間×週5日×2週間 / 対面指導
 - 1クラス定員10名程度 / 隔週開講
 - 授業時間はひとまず、一時滞在施設での想定滞在期間を考慮すると、40時間程度を想定
- ※マッチングが決まれば、想定する授業時間数にかかわらず、随時、受入れ地方自治体又は下記(4)による日本語教育に引き継ぐ。日本語教室は上限150時間(A1レベル)。



(2) 地方自治体における日本語教室(文化庁補助事業)

「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」(補助事業1/2)

ウクライナからの避難民を受け入れた都道府県・政令指定都市の事業において

- 避難民等の受入れ・日本語教育に係る研修経費
- 日本語教師、日本語学習支援者の派遣旅費と謝金
- ICTを活用した日本語教育
- 日本語教育の提供に係る通訳・翻訳の支援等 などを補助

(3) オンライン日本語教材の作成・公開 (文化庁委託費)

- 「つながるひろがるにほんごでのくらし」ウクライナ語版作成
- 「地域日本語教室」や自学自習に活用



(4) 自治体による日本語教育支援の提供が困難な場合の対応(入管庁予備費)

ウクライナからの避難民を受け入れた地方自治体において、地域において日本語教育の機会を提供することが困難であり、地方自治体から依頼があった場合、セーフティーネットとして難民等受け入れ実績のある民間団体との連携による**ICTを活用した日本語教育支援**(上限150時間(A1レベル))

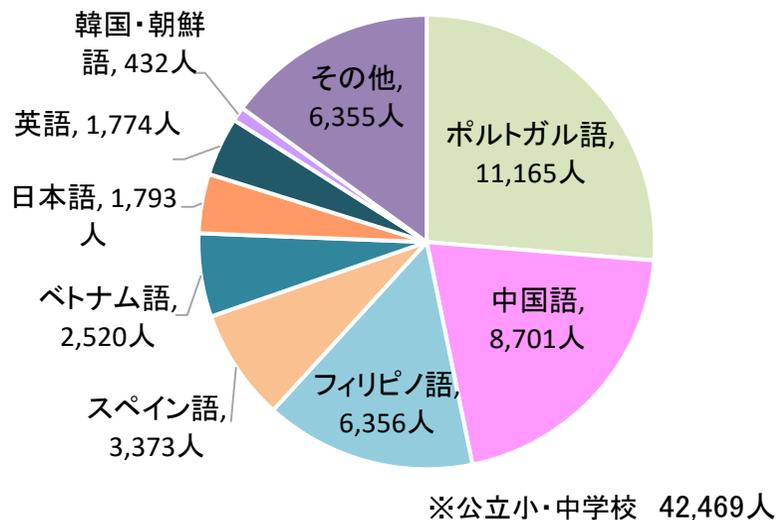
※その他、日本語教育機関が実施する「**ウィズコロナにおけるオンライン日本語教育実証事業**」との**マッチング**(文化庁委託費)

文部科学省関係資料

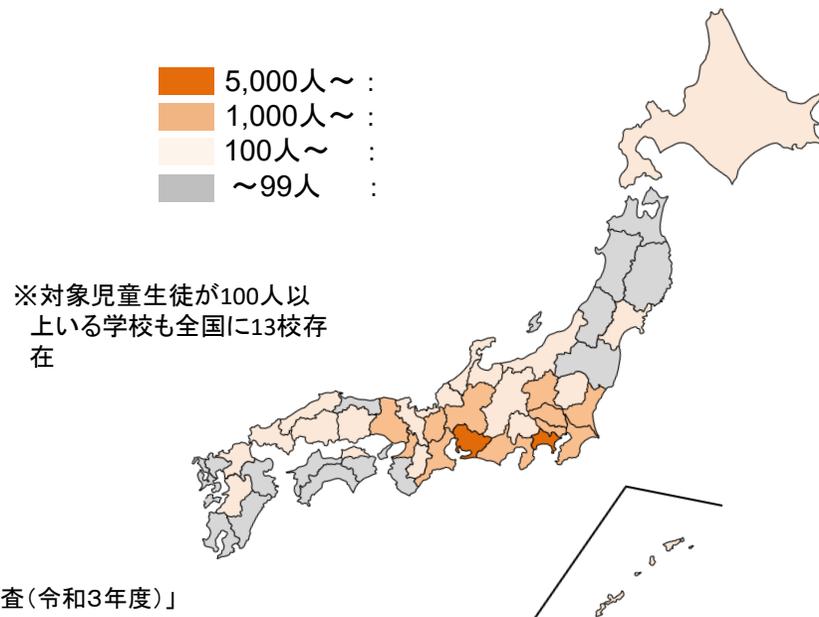
共生社会の実現に向けた帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援

- 外国人がその保護する子を公立義務教育諸学校へ就学させることを希望する場合、**国際人権規約等を踏まえ、無償で受け入れ**ており、日本人児童生徒と同一の教育を受ける機会を保障。
 - 公立学校における日本語指導が必要な児童生徒(日本国籍含む)は**約10年間で1.8倍増(令和3年度に5.8万人超)**。
 - 他方、こうした児童生徒のうち**1割程度が、日本語指導等の特別な指導を受けることができていない**。
 - また、令和3年度の調査では、**約1万人の外国人の子供が、就学していないか、就学状況が確認できていない状況**にあることが明らかに。
- ⇒ 外国人の子供の**就学促進**を図り、日本語指導が必要な児童生徒に対する**指導・支援体制を充実**させるとともに、日本人と外国人の子供が共に学ぶ環境を創出することにより、**活力ある共生社会の実現**を図る。

多様化の進展(外国人児童生徒の母語)



集住・散在化(学校への在籍状況)(令和3年度)



帰国・外国人児童生徒等教育に関する主な施策

1. 指導体制の確保・充実

- 日本語指導が必要な児童生徒に対する「[特別の教育課程](#)」の制度化（平成26年度～）
- 義務標準法に基づく[日本語指導に必要な教員の基礎定数化](#)（児童生徒18人に1人、平成29年度～令和8年度まで計画的に措置）
- 「帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業」により、[日本語指導補助者・母語支援員の派遣](#)、[ICTを活用した教育・支援等](#)を推進

2. 日本語指導担当教師等の指導力の向上、支援環境の改善

- (独)教職員支援機構における[指導者養成研修](#)の実施
- 外国人児童生徒等教育を担う教員等の養成・研修のための「[モデルプログラム](#)」の開発（令和元年度）
- [外国人児童生徒等教育アドバイザー](#)の教育委員会等への派遣（令和元年度～）
- 「かすたねっと」（教材等の情報検索サイト）の運営
- [日本語指導を担当する教員・支援者向け研修動画](#)を制作し、文科省HPにおいて公開

3. 就学状況の把握、就学の促進

- 「外国人の子供の就学促進事業」により、[就学状況・進学状況の調査](#)等を実施する自治体を支援
- 外国人の子供の就学促進に関する先進事例を自治体に提供（令和2年3月）
- 日本語教育推進法の基本方針に基づき、[地方公共団体が講ずべき事項に関する指針](#)を発出（令和2年7月）。学齢簿における外国人の子供の就学状況の一体的な管理・把握、個別の就学勧奨等を推進
- 外国人の子供・保護者に対し、[日本の学校生活について紹介する動画](#)を制作し、文科省HPにおいて公開
- [夜間中学](#)の設置促進・充実（学齢を超過した外国人への対応等）

4. 中学生・高校生の進学・キャリア支援の充実

- 「帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業」により、[進路指導・キャリア教育の充実](#)、[生活相談・心理サポート](#)に資する取組、[放課後や学校内外での居場所づくり](#)に資する取組等を推進
- 上記「指針」において、進路ガイダンス・進路相談等の実施や、公立高等学校入学者選抜における[外国人生徒を対象とした特別定員枠の設定](#)や受検に際しての配慮等の取組を推進（令和2年7月）
- [高等学校において日本語指導を推進するための検討](#)及び[日本語指導のカリキュラムづくり等のための指導資料](#)開発を開始（令和3年度）
- [高等学校における「特別の教育課程」の制度化](#)（令和3年公布、令和4年施行）

5. 異文化理解、母語・母文化支援、幼児に対する支援

- [異文化理解・多文化共生の考え方に基づく教育の在り方](#)について、大学や教育委員会、学校等の協力を得て[調査研究](#)を実施（令和2年度～）
- 日本の幼稚園について7言語で説明している「[幼稚園の就園ガイド](#)」及び「[外国人幼児等の受入れにおける配慮について](#)」を作成し周知

外国人児童生徒等教育を進める枠組み

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定。令和3年6月15日改訂）

日本語教育の推進に関する法律（令和元年法律第48号）及び「基本方針」（令和2年6月23日閣議決定）

中央教育審議会答申（令和3年1月26日） ※項目の一つに「増加する外国人児童生徒等への教育の在り方」が位置づけ

外国人児童生徒等への教育の充実

令和5年度要求・要望額 1,259百万円
 (前年度予算額 1,132百万円)



文部科学省

施策の目標

外国人の子供たちが将来にわたって我が国に居住し、共生社会の一員として今後の日本を形成する存在であることを前提に、学校等において日本語指導を含めたきめ細かな指導を行うなど、適切な教育の機会が提供されるようにする

現状・課題

入国・就学前

- 約1万人が不就学の可能性

義務教育段階

- 日本語指導が必要な児童生徒は約5.8万人
- うち、特別の指導を受けられていない児童生徒が約1割存在

高等学校段階

- 年間で5.5%が中退
- 大学等進学率は51.9%

進学・就職へ

① 就学状況の把握、就学の促進

外国人の子供の就学促進事業（H27年度～）**139百万円（107百万円）**

＜支援メニュー＞ 補助率3分の1
 ・就学状況等の把握、就学ガイダンス
 ・日本語指導、学習指導 等
 ⇒（本事業により達成される成果）
 不就学を防止し、全ての外国人の子供の教育機会が確保される

② 指導体制の確保・充実

③ 日本語指導担当教師等の指導力の向上、支援環境の改善

⑤ 異文化理解、母語・母文化を尊重した取組の推進

④ 中学生・高校生の進学・キャリア支援の充実

帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業（H25年度～）**1,047百万円（951百万円）**

＜支援メニュー＞ 補助率3分の1
 ・拠点校方式による指導体制構築 ・日本語指導者、母語支援員派遣 ・オンライン指導や多言語翻訳システム等のICT活用
 ・高校生に対する包括的な支援 等
 ⇒（本事業により達成される成果）
 学校生活に必要な日本語指導、教科との統合指導、進路指導など、外国人児童生徒等に対する総合的・多面的な指導・支援体制が地域の実情に沿って構築される

日本語指導が必要な児童生徒等の教育支援基盤整備事業 **31百万円（21百万円）**

・「かすたね」とによる多言語文書、日本語指導教材等の提供 ・アドバイザーの派遣 ・外国人の子供の就学状況等調査 ・高等学校「特別の教育課程」制度周知、資料作成 等
 ⇒（本事業により達成される成果）日本語指導に係る施策立案に関する助言・指導や情報共有などが図られ、外国人児童生徒等の教育支援体制の基盤が形成される

帰国・外国人児童生徒教育等に係る研究協議会等 **0.7百万円（0.7百万円）**

児童生徒の日本語能力把握の充実に向けた調査研究（新規） **41百万円**

・「外国人児童生徒のためのJSL対話型アセスメント」を踏まえ、児童生徒の日本語能力を評価するとともに、日本語指導の目標や指導内容決定の基礎となる能力記述文（Can-Do）を作成する
 ・散在地域において、関係機関が連携し、日本語能力を含む児童生徒の実態把握の方法・体制を研究する
 ⇒（本事業により達成される成果）
 児童生徒の日本語能力評価に際し、客観的な評価ツールを活用することにより適切な指導が実施される
 散在地域において、関係機関が連携し、児童生徒の日本語能力等の実態を踏まえた、指導体制が整備される



体制整備

指導内容構築

インパクト

全ての外国人の子供が就学する機会を得るとともに、日本語指導が必要な全ての児童生徒が学校で充実した教育を受けることで、日本における生活の基礎を身に付け、その能力を伸ばし未来を切り拓くことができる

帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業

令和5年度要求額
(前年度予算額)

1,187百万円
1,058百万円



背景・課題

- ✓ 公立学校で日本語指導が必要な児童生徒は約5.8万人（約10年間で1.8倍）と増加し、多様化に加えて集住化・散在化が進行
- ✓ 学校生活に必要な日本語等を身に付けるための特別な指導を受けていない児童生徒が約1割存在
特別な指導を受けている児童生徒のうち「特別の教育課程」による指導を受けている児童生徒は約7割に留まる
- ✓ 学齢相当の外国人の子供のうち不就学、又は不就学の可能性のある者は約1万人
⇒ 外国人の子供の就学促進を図るとともに、帰国・外国人児童生徒等の学校での教育環境を整備するためには、日本語指導補助者や母語支援員の派遣等の指導体制の構築や、きめ細かな指導を行うためのICTを活用した支援等、各地方公共団体が行う取組みに対する支援を拡充することが不可欠



事業内容

I. 帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業 (事業期間：H25～)

予算額 : 1,047百万円 (951百万円)
補助対象 : 都道府県・市区町村
※指定都市・中核市以外の市区町村は都道府県を通じた間接補助
補助率 : 1/3

【実施項目】

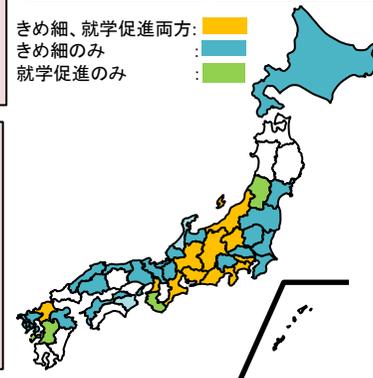
- 運営協議会・連絡協議会の実施
- 日本語指導補助者、母語支援員の派遣
- 幼児や保護者を対象としたプレスクール
- 親子日本語教室
- オンライン指導や多言語翻訳システムなどICTを活用した教育・支援
- 高校生等に対する包括的な教育・支援等

(参考) 令和4年度補助実績

【きめ細事業実施】
28都道府県
15指定都市
20中核市
91市区町村

【就学事業実施】
1県
4指定都市
3中核市
18市区町村

きめ細、就学促進両方 : ■
きめ細のみ : ■
就学促進のみ : ■



<関連する政府方針(抄)>

- ・全ての外国人の子の就学状況を一体的に管理・把握する体制を2025年度までに構築するため、2022年度に就学状況等調査を毎年度行うよう変更する。「成長戦略フォローアップ」(R4.6.7閣議決定)
- ・外国人児童生徒の就学機会の適切な確保に向けて、就学状況の把握・就学促進のための取組を更に充実させる必要がある。また、就学促進を図るためにも、学校における受入れ体制の充実やきめ細かな日本語指導の充実に取り組む必要がある。「外国人材の受入れ・共生に関する総合的対応策」(R4.6.14関係閣僚会議決定)
- ・日本語教育の推進や外国人児童生徒等の就学促進を含め、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」等に基づき施策を着実に実施し、外国人との共生社会の実現に向けて取り組む。「経済財政運営と改革の基本方針2021」(R4.6.7閣議決定)

II. 外国人の子供の就学促進事業 (事業期間：H27～)

予算額 : 139百万円 (107百万円)
補助対象 : 都道府県・市区町村
補助率 : 1/3

【実施項目】

- 不就学等の外国人の子供に対する日本語、教科、母語等の指導のための教室
- 上記教室にて指導を行う指導員の研修
- 就学状況や進学状況に関する調査
- 日本の生活・文化への適応を目指した地域社会との交流等

アウトプット(活動目標)

○学校における帰国・外国人児童生徒等の受入れ体制を整備する自治体の取組を支援するため、公立学校における指導・支援体制の構築及び受入促進に関する事業実施の地域数を増加(Ⅰ. 帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業)
○外国人の子供の就学促進に取り組む自治体を支援するため、外国人の子供の就学促進事業実施数を増加(Ⅱ. 外国人の子供の就学促進事業)

アウトカム(成果目標)

- 初期(令和6年頃)
○日本語指導等の体制整備が進み、外国人児童生徒等の増加・多様化に関わらず、きめ細かな指導が提供される
○全国の自治体で就学管理の改善が図られる
- 中期(令和8年頃)
○きめ細かな支援事業の取組成果が全国に普及し、多くの自治体できめ細かな指導が提供される
○全国の自治体で全ての外国人の子供の就学状況が一体的に管理・把握できるようになり、就学促進の取組が推進される
- 長期(令和10年頃)
○全国どの地域の公立学校においても充実した日本語指導等が受けられるようになる
○公立学校小・中学校等への就学を希望する全ての外国人の子供が就学する

○全国の高校で「特別の教育課程」の編成・実施による日本語指導を受ける生徒の割合が増える
○全ての日本語指導が必要な児童生徒が希望に応じて高校・大学等に進学して適切な教育を受け、日本社会で自立して生活し、自己実現を図ることができる

インパクト(国民・社会への影響)

全ての外国人の子供が就学する機会を得るとともに、日本語指導が必要な全ての児童生徒が学校で充実した教育を受けることで、日本における生活の基礎を身に付け、その能力を伸ばし未来を切り拓くことができる

高等学校等における日本語指導の制度化について

- ▶ **公立高等学校に在籍する日本語指導が必要な生徒は増加している**（H20：1,562人→H30:4,172人）。外国人生徒向け高校進学ガイダンスや、公立高等学校入学者選抜における外国人生徒特別定員枠の設定等の取組が進められており、今後も増加が見込まれる。
- ▶ 他方、公立高等学校の日本語指導が必要な生徒については、高校生全体に比して、**中途退学率が高い、就職者における非正規就職率が高い**、等の課題が明らかになっている。
- ▶ このような状況の中、高等学校において日本語指導が必要な生徒に対し、**日本語指導をはじめとするきめ細かい指導・支援の取組を進めることが重要**。

▶ **令和3年1月の中教審答申、同9月の検討会議報告の提言を踏まえ、高等学校段階において「特別の教育課程」を編成し、日本語の個別指導とその単位認定を可能とする省令・告示等の改正を令和4年3月に行った。**

改正の概要

○学校教育法施行規則の改正

- ・高等学校において、日本語を理解し、使用する能力に応じた特別の指導を行う必要がある者を教育する場合には、特別の教育課程によることができる。
- ・特別の教育課程による指導の実施形態は、
 - ①生徒が在学する高等学校において指導を受ける
 - ②他の高等学校に定期的に通級し、指導を受ける

○高等学校学習指導要領・特別支援学校高等部学習指導要領の改正

- ・日本語の能力に応じた特別の指導を行う場合は、**教師間の連携、個別の指導計画の作成に努める。**
- ・単位の修得の認定に関する留意事項として、
 - ①学校は、生徒が履修した成果が指導目標からみて満足できると認められる場合は、単位の修得を認定しなければならない
 - ②年次ごとの単位の認定を原則とするが、年度途中から指導を開始する場合などは、2以上の年次にわたる授業時数を合算して単位の修得を認定することもできる。

○平成26年文部科学省告示第1号の改正

- ・日本語の能力に応じた特別の指導を、高等学校の**教育課程に加え、又はその一部に替える**ことができる。
- ・ただし、必履修教科・科目、総合的な探究の時間、特別活動に替えることはできない。
- ・日本語の能力に応じた特別の指導に係る修得単位数は、**21単位を超えない範囲**で、卒業までに履修させる単位数（74単位以上）に含めることができる。

✓ 加える場合の例（授業時数が増加する）

各学科に共通する 必履修教科・科目	総合的 な探究 の時間	選択教科 ・科目	日本語の能力に 応じた特別の指 導	特別 活動
----------------------	-------------------	-------------	-------------------------	----------

✓ 一部に替える場合の例（授業時数が増加しない）

各学科に共通する 必履修教科・科目	総合的 な探究 の時間	選択 教科 科目	日本語の能力に 応じた特別の 指導	特別 活動
----------------------	-------------------	----------------	-------------------------	----------

今後の予定

- ・令和5年4月 制度の運用開始

※小中学校等における「特別の教育課程」による日本語指導については、平成26年に制度化。

留学生就職促進プログラム

令和5年度要求・要望額： 157百万円
(前年度予算額： 71百万円)



立邦科学省

● 背景・課題

✓ 日本国内での就職を希望する外国人留学生は、単一回答の調査で43.8%、複数回答可の調査で54.9%を占めているが、国内の高等教育機関を卒業・修了した留学生のうち、実際に国内に就職した者の割合は、約30%に留まっている。留学生が日本国内で就職するにあたっての課題として、留学生と企業間のミスマッチの存在が挙げられ、留学生側の視点からのハードルとしては、下記の2点が考えられる。

- ・ **一定水準以上の日本語能力（特にビジネス日本語能力）**
- ・ **日本企業における働き方や採用・労働慣行（長期雇用・年功制等のキャリア観や労働観等）に関する理解** の必要性

✓ 「対日直接投資促進戦略（令和3年6月）」、「成長戦略フォローアップ（令和3年6月）」での設定目標

➔ 2025年度末までに我が国の高等教育機関を卒業・修了した外国人留学生（国内進学者を除く）のうち我が国での就職者の割合**50%**を目指す。

取組内容

大学が地域の自治体や産業界と連携し、就職に必要なスキルである「**ビジネス日本語**」、**「キャリア教育（日本企業論等）」**、「**中長期インターンシップ**」を一体として学が環境を創設する取組を支援し、地域単位の取組に加えて、留学生の専攻や就職する企業の業種等に応じて、大学・企業等が地域横断的に連携して行う留学生の就職促進の取組を構築する。

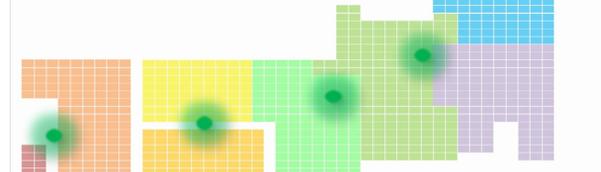
従来からの取組に加えて、外国人留学生を対象とするインターンシップの効果的な実施や、外国人留学生の就職後の活躍促進に向けて、下記の各項目を反映したものとする。

- － 外国人留学生の受入れや支援等を担当する留学生センター等と学生に対し就職指導や求人情報を提供するキャリアセンター等の連携強化といった大学事務組織の(再)構成を促す。
- － インターンシップ受入れに向け企業等からの相談に対応できる支援体制の構築を求める。
- － 企業等の採用・人事労務担当者を対象に、留学生のインターンシップ受入れの好事例や高度外国人材の活躍促進等に係るセミナーをJV-Campus等のプラットフォームにより提供する。
- － 起業活動支援の要素を含むものについては、内容に応じ審査の点に加点する。

取組イメージ



地域配置も考慮しつつ、成果を上げられるような拠点校を選定し、支援



開始時期	特色	2016 (平成28)	2017 (平成29)	2018 (平成30)	2019 (平成31)	2020 (令和2)	2021 (令和3)	2022 (令和4)	2023 (令和5)	2024 (令和6)	2025 (令和7)
平成29年	地域の自治体や産業界との連携を重視		12拠点								
令和2年	AI、サイバーセキュリティ、ロボティクス、IoT等の産業分野を特に対象とする					3拠点					
令和5年 (予定)	STEAM分野に加え、DX・GX等の今後の人材需要が見込まれる分野を主に対象とする							5拠点			

法務省関係資料

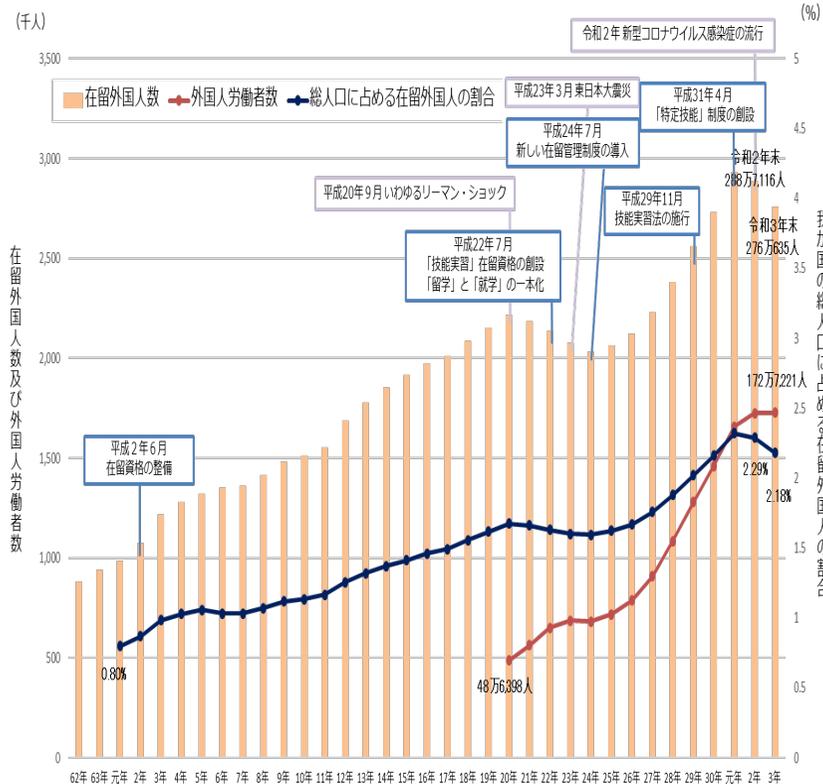
外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ（概要）

外国人との共生社会の実現に向けて、目指すべき外国人との共生社会のビジョン（3つのビジョン）を示し、ビジョンを実現するために取り組むべき中長期的な課題として4つの重点事項を掲げ、それぞれについて今後5年間に取り組むべき方策等を示すロードマップを策定

1 基本的な考え方

外国人の在留状況

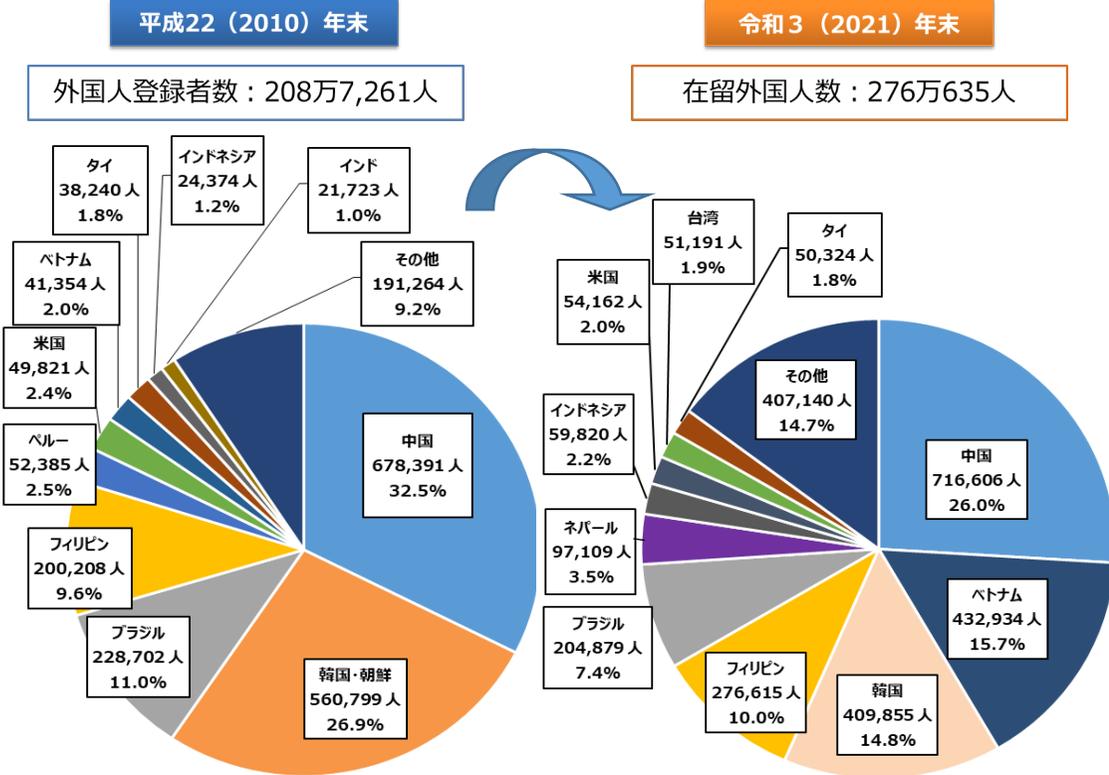
◎在留外国人の増加



共生施策の変遷

- 「『生活者としての外国人』に関する総合的対応策」（H18.12.25）
- 「経済財政運営と改革の基本方針2018（骨太の方針）」（H30.6.15）
- 「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」設置（H30.7.24）
- 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（H30.12.25、以後3回改訂）

◎出身国籍・地域の多様化



総合的対応策の改訂などにより充実が図られてきたものの、短期的な課題への対応にとどまる

目指すべき外国人との共生社会のビジョンの実現に向けて、中長期的な課題及び具体的施策を示すロードマップを策定

2 目指すべき外国人との共生社会のビジョン（3つのビジョン）

安全・安心な社会

これからの日本社会を共につくる一員として外国人が包摂され、全ての人が安全に安心して暮らすことができる社会

多様性に富んだ 活力ある社会

様々な背景を持つ外国人を含む全ての人が社会に参加し、能力を最大限に発揮できる、多様性に富んだ活力ある社会

個人の尊厳と人権を 尊重した社会

外国人を含め、全ての人がお互いに個人の尊厳と人権を尊重し、差別や偏見なく暮らすことができる社会

3 取り組むべき中長期的な課題（4つの重点事項）

1 円滑なコミュニケーションと社会参加のための日本語教育等の取組

2 外国人に対する情報発信・外国人向けの相談体制等の強化

3 ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援

4 共生社会の基盤整備に向けた取組

4 重点事項に係る主な取組

☆1 円滑なコミュニケーションと社会参加のための日本語教育等の取組

- 都道府県等が行う日本語教育を強化するための総合的な体制づくりを着実に推進するとともに、市区町村が都道府県等と連携して行う日本語教育を含めて支援【文科】《1》
- 「日本語教育の参照枠」に示された教育内容やレベル尺度等に対応した分野別教育モデルの開発【文科】《3》
- 生活オリエンテーション（日本で生活するための基本的な情報提供、初歩的な日本語学習）動画の作成・活用等により社会制度等の知識を習得できる環境（来日前を含む。）を整備【法務】《6》
- 生活場面に応じた日本語を学習できるICT教材の開発・提供等【文科】《8》
- 来日前に円滑なコミュニケーション力を身につけるための海外における日本語教育環境の普及【外務】《9》
- 日本語教育機関の認定制度及び日本語教師の資格制度整備【文科】《11》

☆2 外国人に対する情報発信・外国人向けの相談体制等の強化

- 「生活・就労ガイドブック」及び「外国人生活支援ポータルサイト」の掲載方針を作成、公表【法務】《17》
- マイナポータル等を活用した情報発信【法務】《18》
- 外国人受入環境整備交付金の見直し等による一元的相談窓口の設置促進【法務】《20》
- 多言語翻訳技術について、実用レベルの「同時通訳」の実現及び重点対応言語の15言語への拡大に向けた取組【総務】《23》
- 外国人支援を行う地域の関係機関による合同の相談会の実施等【法務】《27》
- やさしい日本語の普及に向けた研修の実施等【法務】【文科】《31》《32》

☆3 ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援

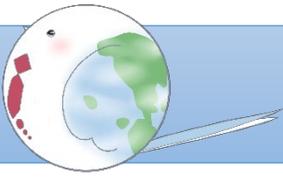
- 子育て中の親子同士の交流や子育て不安・悩みを相談できる場の提供等を行う地域子育て支援拠点事業の実施【厚労】《33》
- 住民基本台帳システムと学齢簿システムとの連携により、外国人の子どもの就学状況の一体的管理・把握を推進【文科】《36》
- 公立高等学校入学者選抜において外国人生徒を対象とした特別定員枠の設定及び受検に際しての配慮の取組を推進【文科】《47》
- 高等学校において、日本語の個別指導を教育課程に位置付けて実施する制度を導入【文科】《49》
- ハローワークの外国人雇用サービスコーナーにおける専門相談員や通訳の配置による職業相談の実施、外国人雇用サービスセンター等における留学生を対象とした支援【厚労】《57》
- 定住外国人を対象とした、日本語能力に配慮した職業訓練の実施【厚労】《61》
- 年金制度に関する周知・広報の継続・充実【厚労】《63》
- 「在留外国人に対する基礎調査」等による実態把握等【法務】《66》

☆4 共生社会の基盤整備に向けた取組

- 「外国人との共生に係る啓発月間（仮称）」の創設、各種啓発イベント等の実施【法務】《67》《68》
- 学校における、異文化理解・多文化共生の考え方に基づく教育の更なる普及・充実を推進【文科】《71》
- 在留外国人統計等を活用し、国籍、在留資格、業種別等の外国人の生活状況の実態把握が可能な新たな統計表を作成・公表【法務】《74》
- 外国人労働者の労働条件等の雇用管理、国内外の労働移動等の実態把握のための統計整備【厚労】《75》
- 民間支援団体が行う外国人に対するアウトリーチ支援の取組を支援するための試行事業実施【法務】《80》
- 出入国在留管理庁において、在留管理に必要な情報を一元的に把握できる仕組みを構築するための検討【法務】《82》
- マイナンバーカードと在留カードの一体化による利便性向上【法務】《85》
- 外国人支援人材の育成や、専門性の高い支援人材の認証制度等について検討【法務】《86》

5 推進体制

- 計画期間は令和8年度まで
- 有識者の意見を聴きつつ毎年の点検による進捗確認、必要に応じ施策の見直し
- 総合的対応策において、当該年度に実施すべき施策を明示



やさしい日本語の普及に係る取組について

出入国在留管理庁と文化庁による取組の経緯

- 2019年12月 『在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン』に関する有識者会議を設置
- 2020年 8月 同会議での検討を踏まえ、書き言葉のやさしい日本語に焦点を当てた「在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン」を策定
- 2021年 8月 「やさしい日本語の普及による情報提供等の促進に関する検討会議」を設置
- 2022年 3月 同検討会報告書（「やさしい日本語の普及による情報提供等の促進の在り方」）公表



行政機関(国、自治体)等における①やさしい日本語の普及の現状、②課題、③普及のための取組が示され、書き言葉のガイドラインに加え、話し言葉についても国が留意事項をまとめ公表する必要性が指摘された。

「話し言葉のやさしい日本語の活用促進に関する会議」

2022年7月 「話し言葉のやさしい日本語の活用促進に関する会議」を設置
同会議において、

○やさしい日本語～話し言葉のポイント～
在留外国人とのコミュニケーションの際に留意すべき実践的な事項

○やさしい日本語の研修のための手引
国や地方公共団体等による行政職員に対する研修の企画・実施に資する、研修の効果的な手法等

について検討中。

会議スケジュール

- 第1回会議 2022年8月29日(月)
- 第2回会議 2022年9月29日(木)
- 第3回会議 2022年10月28日(金)
- 第4回会議 2022年12月19日(月)予定

会議資料、議事概要等につき、
出入国在留管理庁HPで公開



委員 (敬称略・50音順)

- | | |
|----------|----------------------------------|
| 岩田 一成 | 聖心女子大学現代教養学部
日本語日本文学科教授 |
| 関根 なつき | 一般財団法人自治体国際化協会
多文化共生部多文化共生課長 |
| ダンチュンファン | 神戸市市長室国際部国際課
多文化共生専門員 |
| 新居 みどり | 特定非営利活動法人
国際活動市民中心理事 |
| 平田 春奈 | 静岡県暮らし・環境部県民生活局
多文化共生課 |
| 村田 陽次 | 東京都生活文化スポーツ局
都民生活部地域活動推進課課長代理 |
| 山脇 啓造 | 明治大学国際日本学部専任教授 |

技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議の開催について

技能実習制度・特定技能制度の検討条項

○技能実習制度

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）附則
(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(施行日：平成29年（2017年）11月1日)

○特定技能制度

出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律（平成30年法律第102号） 附則
(検討)

第十八条

2 政府は、この法律の施行後二年を経過した場合において、新入管法別表第一の二の表の特定技能の在留資格に係る制度の在り方（地方公共団体の関与の在り方、同表の特定技能の項の下欄第一号又は第二号の技能を有するかどうかの判定の方法の在り方及び同表の技能実習の在留資格に係る制度との関係を含む。）について、関係地方公共団体、関係事業者、地域住民その他の関係者の意見を踏まえて検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(施行日：平成31年（2019年）4月1日)



有識者会議の開催

上記2つの法律の附則に基づき、技能実習制度及び特定技能制度の検討が求められていることから、外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議の下、両制度の施行状況を検証し、課題を洗い出した上、外国人を適正に受け入れる方策を検討し、同関係閣僚会議に対して意見を述べることを目的として、「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」を開催する。

勉強会の趣旨・背景

特定技能制度・技能実習制度について、様々な立場から、忌憚ない御意見を幅広く聴取し、問題点を把握するため、法務大臣の勉強会を開催（令和4年2月～7月）

勉強会において把握した課題・論点

【特定技能制度について】

- ポストコロナに向けた運用状況の更なる把握・分析
- キャリアパスをどう描くか（特定技能1号人材の有効な確保策、特定技能2号への円滑な移行など、一貫したキャリアパスの整備）
- より実態に即して対応できる受入れ見込数の設定の在り方
- 大都市集中防止等の課題の把握・分析（現状、技能実習生からの移行が8割・・・顕在化していない可能性があり、引き続き注視が必要）

【技能実習制度について】

- 人づくりによる国際貢献という技能実習制度の目的と人手不足を補う労働力として扱う実態のかい離
- 実習実施者と実習生の間での事前情報の不足によるミスマッチ
- 実習生の日本語能力不足による意思疎通の困難性
- 不当に高額な借金を負う実習生の存在
- より一層実習生の立場に立った転籍の在り方
- 監理団体による監理体制や相談・支援体制が十分でない
- 外国人技能実習機構の管理・支援体制が十分でない

検討に当たっての基本的考え方

- 政策目的・制度趣旨と運用実態の分かりやすい整合
- 人づくりの理念の維持
- 人権の尊重
- 今後の日本社会の在り方に沿った制度

今後の方針等

- 政府全体の本格的な検討では、これまでの外国人材受入れに関する政府方針を踏まえて検討。
- 引き続き様々な御意見を伺いつつ議論を深め、長年の課題を歴史的決着に導きたい。

外務省関係資料

国際交流基金の 海外日本語教育事業概要



令和4年11月

海外の日本語教育環境の整備

※【】内は令和3年度の実績

1. 日本語専門家の海外派遣

教育カリキュラムや教材作成の助言、現地教師の育成、EPA予備教育などを担う日本語専門家や日本語指導助手等を各国教育省、国際交流基金海外拠点、中等・高等教育機関などに派遣。

【長期派遣ポスト数：41か国・地域119ポスト、米国若手日本語教員(J-LEAP)：7人】

2. 海外の日本語教師を対象にした研修の実施

海外の日本語教師の日本語力と日本語教授能力の向上を図るための、

現地及び日本の研修施設における研修事業。【教師研修参加者数：13,317人(オンライン研修を含む)】

**3. 日本語教育機関の活動及びネットワーク形成に対する支援**

海外の日本語教育機関が必要とする教師謝金や日本語教材の購入費、弁論大会等のイベントの開催経費の一部を助成することで活動を支援。特に、各国の中核的な日本語教育機関については「さくらネットワーク」メンバーに認定し、継続的な支援を通じて活動を強化。

【さくらネットワークメンバー数：102か国・地域357機関、助成実施件数：95か国・地域652件】

**4. 日本語教育・学習の奨励**

各国・地域における日本語教育の開始や継続を後押しするため、海外の教育・行政機関等への働きかけ(アドボカシー)。学習者の学習意欲向上のための訪日研修や弁論大会等。職務遂行のため日本語能力を必要とする海外の外交官、公務員、文化学術専門家等の訪日研修。

【海外事務所の主催等事業実施件数：260件。外交官、公務員、文化学術専門家の研修参加者数：71人(オンラインで実施)】

**5. EPAに基づく訪日前日本語研修の実施**

経済連携協定(EPA)による看護師・介護福祉士候補者への日本語教育(フィリピン、インドネシア)。

【EPA研修参加者数：1,163人(継続662人 新規 501人)】

6. 日本語パートナーズ派遣事業の実施

2014年度から日本語母語話者を現地の日本語教師や生徒の日本語学習のパートナーとしてASEAN諸国を中心とするアジアに派遣。

(当初、2020年までに3000人を派遣することを目標として開始したが、コロナ禍を受け目標人数達成のため事業を継続中)

海外における日本語教授法及び日本語学習者の能力評価の充実

※【】内は令和3年度の実績

7.日本語教授法に関する情報発信と素材の提供

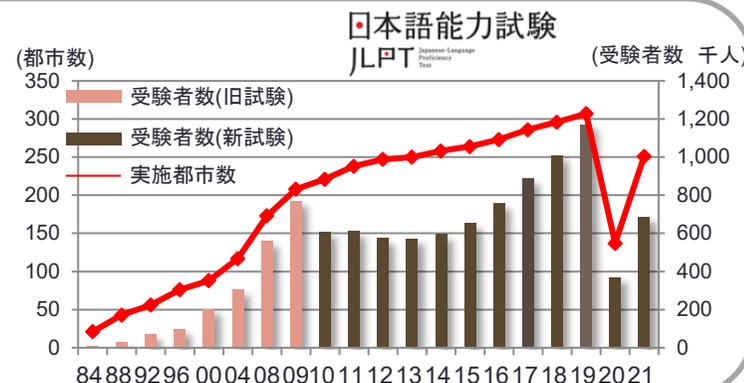
- ①「JF日本語教育スタンダード」※に準拠した学習教材『まるごと 日本のことばと文化』などの教材を制作。【販売部数:56か国で70,661部。累計販売部数:51万部超】（※「JF日本語教育スタンダード」は外国語教育の国際標準を踏まえ基金が作成した日本語の教え方、学び方、学習成果の評価の仕方を考えるツール。）
- ②「JF生活日本語Can-do」を学習目標にした教材『いろどり 生活の日本語』を制作【国内外から87万のアクセス数、219万のページビュー数】



「入門」～「中級2」まで全巻販売中

8.日本語能力評価のための試験の実施

- ①日本語を母語としない者の日本語能力を測定・認定する「日本語能力試験」(JLPT)を(公)日本国際教育支援協会と共催。基金は作題と海外実施を担当。【海外の28か国/地域、90都市で実施、受験者【海外の73国/地域204都市及び日本国内47都道府県で実施、受験者684,907人】
- ②在留資格「特定技能1号」の申請に使用できる「国際交流基金日本語基礎テスト」(JFT-Basic)を実施。【海外9か国16都市及び日本国内47都道府県で実施、受験者数30,596人】



9.オンライン日本語学習プラットフォームの運営

- インターネットを通じた学習支援を目的として、オンラインコースの運営や学習管理を行うための日本語学習プラットフォーム「みなと」やモバイル端末向け学習アプリを開発・提供。【「みなと」のオンラインコースの数や一部コースの対応言語を拡充。利用登録者数:199か国・地域292,447人。モバイル端末向けに①ひらがな/カタカナ/漢字学習アプリや②初学者向け日本語テストアプリを開発・提供。総ダウンロード数は①約121万件、②約6.7万件】



日本語をいつでも、どこでも学べます

10.海外における日本語教育・学習に関する調査実施と情報の提供

各国の日本語教育機関数、学習者数、教師数等を1974年から3年に1度の頻度で調査・公開。

外国人材受入れ拡大のための日本語教育事業（令和元年度開始）

「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」※に基づき、①～④の取組を包括的に行い、日本語能力をもつ人材が持続的に輩出され、公正で透明性ある試験によって日本で就労機会を得る好循環を創出していく。①については、日本国内及び特定技能に関する協力覚書(MOC)署名国における実施を推進する。

※平成30年12月25日「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」決定及び令和3年6月15日「同(令和3年度改訂)」

事業	事業の内容・目的	実施状況
①国際交流基金日本語基礎テスト(JFT-Basic)の実施	外国人材が、日本の社会で生活・就労する上で必要な日本語コミュニケーション力を備えているかを判定するコンピューター・ベースのテストを実施する。	令和4年9月までに、海外10か国(※)と日本でテストを実施。また試験開始から令和4年9月までの累計で73,913名が受験、30,577名が合格。
②日本語教育カリキュラム・教材の開発	テスト合格に必要な日本語能力を最短で習得できる学習カリキュラム、教材を開発。その普及支援のため生活日本語コーディネーターを派遣し、現地教育機関への巡回指導等を行う。	新教材『いもどり 生活の日本語』は、令和2年3月に初級編、同年11月に入門編を公開。各国語版を順次公開中。生活日本語コーディネーターは、令和元年度に10名を派遣、令和2年度に8名を派遣。
③現地日本語教師の育成	入門レベルの日本語学習者に必須となる、現地語を使用して教えることができる現地人教師の育成を進める。	令和元年度から引き続き日本語専門家を派遣し、現地で日本語教師向け研修等を実施。また、日本語国際センターでの教師研修を対面ないしオンラインで実施。
④現地日本語教育活動の強化支援	海外での調達が困難な教材購入助成等の現地教育機関に対する支援を実施。	令和元年10月以降、MOC署名国及び中国のうち、令和3年度末時点で、アジア9か国※において助成支援を実施。

※MOC署名国15か国(比、カンボジア、ネパール、ミャンマー、モンゴル、スリランカ、尼、越、バングラデシュ、ウズベキスタン、パキスタン、タイ、印、マレーシア、ラオス)(R4.7.28現在)及び中国のうち、JFT-Basicは中国、越、バングラデシュ、パキスタン、マレーシア及びラオスを除く10か国で実施。

- ▶ 2014年度から、シニア・学生等の人材を現地の日本語教師や生徒の日本語学習のパートナーとしてASEANを中心とするアジアに派遣。(当初、2020年までに3000人を派遣することを目標として開始したが、コロナ禍を受け目標人数達成のため事業を継続中)
- ▶ 各国の高校などで現地教師のアシスタントとして授業運営に携わり、日本語教育を支援する。
- ▶ 派遣先校の生徒や地域の人たちと日本文化の紹介を通じた交流活動を行う。
- ▶ 日本語パートナーズ自身も現地の言語、文化、社会を学び、得られた体験を日本に発信する。

【派遣実績】

国・地域	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	合計
インドネシア	48	74	156	165	167	168	0	30	808
タイ	29	52	99	114	128	127	0	45	594
ベトナム	10	12	41	76	85	49	0	14	287
マレーシア	8	20	38	38	42	64	0	18	228
フィリピン	5	9	10	15	14	14	0	0	67
ミャンマー	-	1	5	4	6	18	0	0	34
ラオス	-	-	1	8	3	4	0	0	16
カンボジア	-	-	2	6	7	1	0	1	17
シンガポール	-	1	1	1	1	1	-	-	5
ブルネイ	-	1	1	1	1	1	-	-	5
中国	-	-	5	86	93	32	0	2	218
台湾	-	-	5	77	88	36	0	13	219
派遣人数合計	100	170	364	591	635	515	0	123	2,498



教室でのパートナーズの活動の様子

1. 令和4年度事業概要

(1) 本部での主な事業

BMCN (バイリンガル・マルチリンガル子どもネット) と共催でオンライン・セミナー「多言語環境で育つ子どもの教育を考える」のうち1セッション(基調講演)を10月に実施

(2) JF海外事務所での主な事業

- ・韓国(韓国継承日本語教育研究会との連携により、「絵本の読み聞かせ」及び「漢字学習」に関する講演&ワークショップ、「韓国における継承日本語教育活動集」の作成を実施)
- ・カナダ(さくらネットワークメンバーであるカナダ日本語教育振興会との共催により、継承語に関する情報交換のためのオンライン会議を6月に実施)
- ・オーストラリア(ニューサウスウェールズ大学と共催でオンライン継承語教育セミナーシリーズ(5回)実施、関連調査の報告及びフォローアップとして各種学会等での調査結果を発表と出版物を発行)

(3) HP等による情報発信



↑ 本部HP



↑ オーストラリア事務所HP

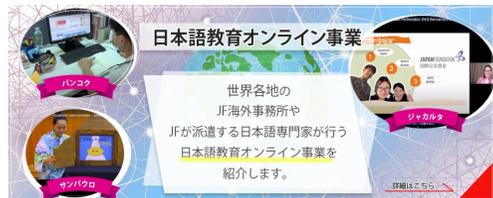
→ドイツ事務所HP(継承語教育関連団体と共同で運営するウェブサイトによる情報発信)



2. 参考(令和3年度までの事業実績)

- ・継承語教育に関する実態調査
- ・本部主催オンライン・セミナーの実施
- ・NHK幼児番組DVDの継承日本語教育関係機関への配付
- ・児童書の継承日本語教育関係機関への貸与
- ・各種セミナーの開催(オーストラリア、シンガポール)
- ・オンラインを活用した情報発信やネットワークの構築(韓国、オーストラリア、カナダ、ドイツ)

配信中のオンライン事業



コロナ禍で対面事業が難しくなった中で、世界各国の状況に応じて、JF海外事務所や日本語専門家がオンラインで、学習者用イベントや教師用セミナー・シンポジウムを実施したり、各国別の教材を作成しています。これらはアフターコロナにおいても有益なものであるため、オンラインで配信しています。

丸山駐ミャンマー日本国大使と学生との意見交換 (ミャンマー)



中東・北アフリカ日本語教育シンポジウム(エジプト)



オンライン教材サイト「Classroom Resources」(オーストラリア)



対象者別

学習者対象	34
教師対象	95
合計 (件)	129

制作国別

オーストラリア	34
インドネシア	20
ブラジル、ハンガリー	各11
タイ	10
エジプト	8
カナダ	7
米国	6
ドイツ	5
日本、メキシコ	各3
ミャンマー、インド、英国	各2
マレーシア、イタリア、フランス、スペイン、ロシア	各1
合計 (件)	129

人道的配慮に基づく事業

ウクライナ語版教材の緊急制作等

- ・『いろどり 生活の日本語』入門
- ・NHKワールドJAPAN「やさしい日本語」(国際交流基金監修)
- ・元ウクライナ派遣専門家による日本語指導に関するアドバイス



厚生労働省関係資料

外国人就労・定着支援事業

令和5年度要求額 5.8億円 (5.5億円) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 日系人等の定住外国人は、日本の職場におけるコミュニケーション能力の不足や我が国の雇用慣行に不案内であること等から、不安定な雇用形態で働く者も多く、安定的な職業に就くための支援を行うことが必要。
- 身分に基づく在留資格の外国人等を対象に、日本の職場におけるコミュニケーション能力の向上や、ビジネスマナー、雇用慣行、労働関係法令及び社会保障制度等に関する知識の習得を目的とする研修及び修了者に対する就労・定着支援を実施することにより、国内企業における安定的な就職と職場定着の促進を図る。

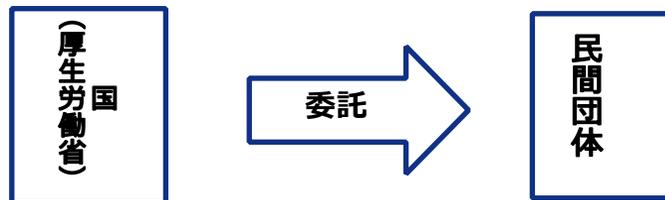
2 事業の概要・スキーム

●事業の概要

国から委託を受けた民間団体が、研修カリキュラムの策定や研修の実施、修了者に対する就労・定着支援等を行う。

- 身分に基づく在留資格の外国人等を対象とする。
- 研修は受講者の能力に応じて複数のレベルを設定し、全レベルにおいて、日本の職場におけるコミュニケーション能力の向上のみならず、ビジネスマナー、日本の雇用慣行、労働関係法令及び社会保険制度に関する知識の習得を目的とする研修、職場見学を併せて実施。
- 実施地域の実情や受講者のニーズを踏まえ、夜間や土日に開講するコースを設定。
- 研修の実施と併せて、公共職業安定所や地域のNPO団体等と連携し、修了者に対する就労・定着支援を行う。

●事業スキーム



3 実施主体等

対象者	● 対象者 身分に基づく在留資格の外国人等
研修内容	● 受講者の能力に応じて複数のレベルを設定 ● ビジネスマナーや我が国の雇用慣行等に関する講義、職場体験の実施（全レベル共通） ● 1コースあたりの総研修時間は 100時間 に設定（概ね2ヶ月） ● 実施地域の実情や受講者ニーズを踏まえ、夜間や土日に開講するコースも設定
修了者に対する就労・定着支援	● 就労におけるコミュニケーション場面において、外国人ができることを尺度化した「できることリスト」を作成し、公共職業安定所における求人開拓や職業相談・職業紹介に活用 ● 地域の外国人支援団体等と連携し、修了者に対する定着支援を実施
実施規模	● 定住外国人が集住する地域を中心に、全国 120地域 285コース 、受講者 5,700名 規模で実施 [参考] 令和3年度実績 実施地域数 … 110地域 実施コース数 … 268コース 受講者数 … 3,019名

技能実習生の技能習得に資する日本語教材開発事業

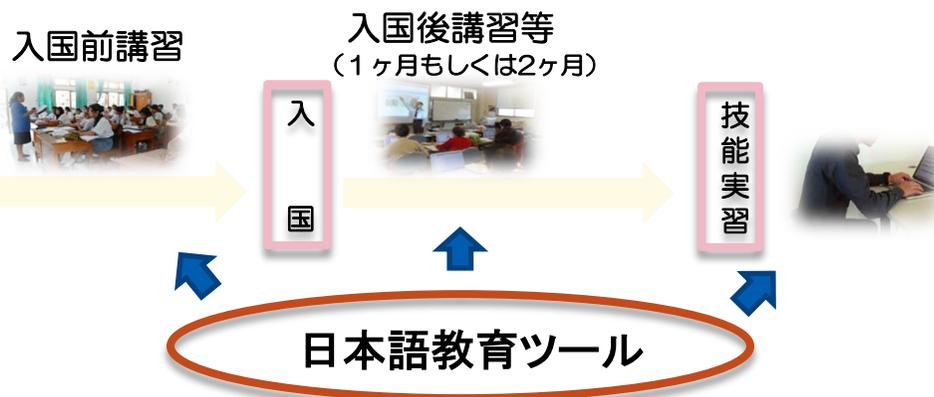
令和5年度概算要求額 60百万円（60百万円）※外国人技能実習機構交付金の一部

1 事業の目的

- 日本語教育の推進に関する法律（令和元年6月28日公布・施行）においては、「国は、事業主等が技能実習生に対して日本語能力の更なる向上の機会の提供を促進することができるよう、教材の開発その他の日本語学習に関する必要な支援を行うものとする」とされている。
- このため、令和元年度から、外国人技能実習機構において、技能実習生が入国前講習、入国後講習、実習期間中等に行う日本語学習で活用できる日本語教育ツールを開発・提供している。

2 事業の概要・実施主体

- (1) 実習生の学習状況及び必要とされるコンテンツ等の検討
技能実習現場の意見収集、有識者による検討
- (2) 日本語教育ツールの開発・提供
e-learning 教材として、①大卒の職種（建設関係、食品製造関係、繊維・衣服関係、機械金属関係等）、②実際の現場（office work ではない）で使用する語彙、表現を使用（基本作業や安全衛生、労働契約等）、③例文を使用、④画面・音声ツールがついた、教材を開発し、外国人技能実習機構HPで教材を提供（テキスト教材、スマートフォン用アプリ教材）
- (3) 実施主体：外国人技能実習機構



3 事業実績

- 8言語（英語、中国語、ベトナム語、インドネシア語、カンボジア語、タイ語、タガログ語、ミャンマー語）について教材を開発、提供
- ◆テキスト教材5職種（機械・金属関係、食品製造関係、建設関係、農業関係、繊維・衣服関係*）
 - ◆アプリ教材4職種（機械・金属関係、食品製造関係、建設関係、農業関係*）

* 令和4年度開発中の職種

介護の日本語学習支援等事業

令和5年度概算要求額 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 473億円の内数

本事業は、外国人介護人材が、介護の日本語学習を自律的に行うための環境整備を推進するための支援等を行うことにより、外国人介護人材が国内の介護現場において円滑に就労・定着できるようにすることを目的とする。

補助率 定額補助
実施主体 民間団体(公募による選定)

1. 介護の日本語WEBコンテンツの開発・運用等

- 外国人介護人材が介護の日本語学習を自律的かつ計画的に行うことができるようするためのWEBコンテンツの開発・運用等を行う。
- WEBコンテンツの活用状況（学習進捗状況や学習時間等）を適切に管理し、学習効果の分析を行う。

2. 学習教材の作成

- 外国人介護人材が介護現場において円滑に就労できるよう、介護の日本語等に関する学習教材を作成する。
また、教材は海外でも活用できるよう複数の国の言語に翻訳する。

3. 外国人介護人材受入施設職員を対象にした講習会の実施

- 技能実習生を円滑に受入れることができるよう、技能実習指導員を対象にした講習会を開催する。
- 外国人介護人材の日本語学習を効果的に支援するための知識・技術を修得させるための講習会を開催する。 など

◆過去の事業実績の一例（すべて無料で利用可能）◆

介護の日本語学習
WEBコンテンツ



特定技能評価試験
学習テキスト



介護の日本語
テキスト

* 10言語に翻訳済み



外国人のための介護福祉士国家試験
一問一答

* 10言語に翻訳済み



外国人のための介護福祉専門用語集

* 10言語に翻訳済み



* 10言語に翻訳済み



経済連携協定(EPA)に伴う外国人看護師受入関連事業

外国人看護師候補者学習支援事業

令和5年度要求額:1.0億円(1.0億円)

外国人看護師候補者に対し、看護専門分野を中心とした日本語習得研修の充実を図るため、eラーニングでの学習支援システムを構築・運用するとともに、候補者に対する定期的な集合研修の実施や受入施設の研修責任者等に対する研修計画の助言等を行う。

(対象経費) 謝金、旅費、会場借料、印刷製本費、消耗品費、委託費等

(委託先) 公募により選定

外国人看護師候補者就労研修支援事業

令和5年度要求額:医療提供体制推進事業費補助金 251億円の内数
(医療提供体制推進事業費補助金 240億円の内数)

外国人看護師候補者が就労する上で必要な日本語能力の向上を図るため、i)日本語学校・養成校への修学又は講師を招へいするために必要な経費 ii)研修指導者等経費や物件費の財政支援を行う。

(補助先) 都道府県 (間接補助先:外国人看護師候補者受入施設)

(対象経費) 報償費等

(基準額) i)117千円/人 ii)461千円/施設

(補助率) 定額

E P A 介護福祉士候補者等への学習支援等について

- 外国人介護福祉士候補者の受入施設が実施する日本語や介護の学習や、その学習環境の整備に対する支援等を行う。
- また、外国人介護福祉士候補者の国家試験合格に向け、インドネシア、フィリピン及びベトナムの候補者を対象とした集合研修、通信添削指導及び資格を取得できずに帰国した者の母国での再チャレンジ支援を行う。

	外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業 (障害者施設等の外国人介護福祉士候補者等受入施設 学習支援事業)	外国人介護福祉士候補者学習支援事業
主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ○候補者の学習支援 <ul style="list-style-type: none"> ・日本語講師や養成校教員等の受入れ ・日本語学校への通学 ・模擬試験や介護技術講習会への参加 ・学習支援に必要な備品購入費 ・喀痰吸引等研修の受講に要する経費 ○研修担当者への支援 <ul style="list-style-type: none"> ※研修担当者の手当等 	<ul style="list-style-type: none"> ・就労・研修に必要な日本語や介護福祉士として必要な専門知識・技術、日本の社会保障制度等を学ぶ「集合研修」の実施 ・介護分野の専門知識に関する通信添削指導 ・資格を取得できずに帰国した者の母国での再チャレンジ支援
実施主体	都道府県等	民間団体(公募)

【実績】

年度	巡回施設数	EPA介護福祉士候補者の年度別受入れ人数			
		インドネシア	フィリピン	ベトナム	計
28年度	367か所	233人	276人	162人	671人
29年度	484か所	295人	276人	181人	752人
30年度	598か所	298人	282人	193人	773人
令和元年度	691か所	300人	285人	176人	761人
令和2年度	761か所	274人	269人	193人	736人
令和3年度	809か所	263人	226人	166人	655人

【令和5年度概算要求額】

- 外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業
 - ・地域医療介護総合確保基金137億円の内数
- 障害者施設等の外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業
 - ・生活困窮者就労準備支援事業費等補助金473億円の内数
- 外国人介護福祉士候補者学習支援事業
 - ・生活困窮者就労準備支援事業費等補助金127,064千円

經濟產業省關係資料

看護師・介護福祉士候補者日本語研修事業

- 経済連携協定（EPA：国際約束）に基づき、公的な枠組みで特例的に看護師・介護福祉士候補者を受入れ。
- 本事業は、**看護師候補者、介護福祉士候補者を日本に受入れ**、日常生活や病院・介護施設における日本語コミュニケーション能力を習得することを目的として、**日本語研修等を外務省、経産省が連携して実施している**。
- 約9割が研修終了時に必要とされる日本語能力（日本語能力検定N3程度）に到達。

